

板倉町告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成19年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年2月23日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成19年3月2日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 5 名)

| | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番 | 市 川 初 江 さん | 2 番 | 野 中 嘉 之 君 |
| 3 番 | 黒 野 一 郎 君 | 4 番 | 宇 治 川 利 夫 君 |
| 5 番 | 青 木 秀 夫 君 | 6 番 | 石 山 徳 司 君 |
| 7 番 | 鈴 木 敏 夫 君 | 8 番 | 石 山 甚 一 郎 君 |
| 1 0 番 | 秋 山 豊 子 さん | 1 2 番 | 青 木 佳 一 君 |
| 1 3 番 | 塩 田 俊 一 君 | 1 4 番 | 荻 野 美 友 君 |
| 1 5 番 | 根 岸 与 土 雄 君 | 1 6 番 | 川 田 安 司 君 |
| 1 8 番 | 古 橋 泰 治 君 | | |

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年3月2日(金)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分事項の承認について
- 日程第 5 議案第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 3号 副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 板倉町行政組織改革等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 板倉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 9号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 板倉町公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第18 議案第15号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第19 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第20 議案第17号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第19号 交通安全のまち宣言について
- 日程第23 議案第20号 平成18年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第24 議案第21号 平成18年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第25 議案第22号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第26 議案第23号 平成18年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第27 議案第24号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第28 議案第25号 平成19年度板倉町一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成19年度板倉町老人保健特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度板倉町介護保険特別会計予算について
 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度板倉町下水道事業特別会計予算について
 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度板倉町水道事業会計予算について
 日程第 3 4 発議案 1 号 板倉町議会会議規則の一部改正について
 日程第 3 5 発議案 2 号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○出席議員（14名）

| | | | |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番 | 市 川 初 江 さん | 2 番 | 野 中 嘉 之 君 |
| 3 番 | 黒 野 一 郎 君 | 4 番 | 宇 治 川 利 夫 君 |
| 5 番 | 青 木 秀 夫 君 | 6 番 | 石 山 徳 司 君 |
| 7 番 | 鈴 木 敏 夫 君 | 8 番 | 石 山 甚 一 郎 君 |
| 1 0 番 | 秋 山 豊 子 さん | 1 2 番 | 青 木 佳 一 君 |
| 1 3 番 | 塩 田 俊 一 君 | 1 5 番 | 根 岸 与 士 雄 君 |
| 1 6 番 | 川 田 安 司 君 | 1 8 番 | 古 橋 泰 治 君 |

○欠席議員（1名）

1 4 番 荻 野 美 友 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-------------|
| 町 長 | 針ヶ谷 照 夫 君 |
| 助 役 | 落 合 三 郎 君 |
| 教 育 長 | 今 村 好 市 君 |
| 総 務 課 長 | 小 荷 田 武 君 |
| 税 務 課 長 | 野 澤 清 君 |
| 企画財政課長 | 小 野 田 吉 一 君 |
| 産業振興課長 | 小 林 正 次 君 |
| 建 設 課 長 | 櫻 木 秀 男 君 |
| 福 祉 課 長 | 大 澤 静 江 さん |
| 町民生活課長 | 荒 井 英 世 君 |
| 都市開発課長 | 小 野 田 国 雄 君 |
| 環 境 課 長 | 北 山 俊 光 君 |
| 上下水道課長 | 前 沢 君 男 君 |
| 会 計 課 長 | 小 菅 正 美 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 田 口 茂 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 山 口 秀 雄 君 |
| 農 業 委 員 会 補 佐 | |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------------|---------|
| 事務局 長 | 栗 原 光 実 |
| 局長補佐兼 庶務課長 | 蓮 見 恵 子 |
| 課長補佐兼 行政防災係長兼 議会事務局書記 | 川 嶋 忠 |

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（古橋泰治君） おはようございます。

ただいまから告示第10号をもって招集されました平成19年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（古橋泰治君） それでは、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案提出は30件であります。さらに、議員発議2件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（古橋泰治君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 秋山豊子さん

12番 青木佳一君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（古橋泰治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月22日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木佳一君。

[議会運営委員長（青木佳一君）登壇]

○議会運営委員長（青木佳一君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件については、2月22日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月2日から12日までの11日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、議案第1号から議案第24号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第25号から議案第30号について

ですが、これは平成19年度予算ですので、本日は提案者からの議案説明のみとし、決定は最終日の12日に行います。次に、議員発議第1号ないし第2号について提出者の趣旨説明の後、審議決定をいたします。

3月3日と4日は休会とします。休会明けの5日は一般質問を行います。

6日は環境福祉常任委員会を、7日は産業建設常任委員会を、8日には総務文教常任委員会をそれぞれ開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

3月9日から11日までは休会とします。

最終日の12日は、議案第25号から議案第30号について審議決定をします。続いて、継続審査であった付託案件について所管の委員長報告を受け、その後審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（古橋泰治君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から12日までの11日間と決定いたします。

○町長の施政方針

○議長（古橋泰治君） 日程第3、町長より平成19年度の施政方針を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。平成19年板倉町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ただいま川田議員さんにおかれましては、はえある全国表彰、また知事感謝状の荣誉に浴しました。大変おめでとうございます。多年のご功績が認められての受賞でございまして、心からお祝いを申し上げます。

さて、開会に当たりまして、招集のごあいさつと平成19年度一般会計当初予算編成における重点施策につきまして所信の一端を申し上げます。

昨年9月にスタートいたしました安倍内閣が目指す日本の姿は、世界の人々があこがれと尊敬を抱き、子供たちの世代が自信と誇りを持つことができるように、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国、日本」であると、総理就任あいさつ及び第166回国会施政方針演説で述べております。

この施政方針の中で具体的な取り組みといたしまして、「成長力の強化」、「魅力ある地方の創出」、「国と地方の行財政改革の推進」、「教育再生」、「健全で安心できる社会の実現」、「主張する外交」を挙げております。最後に、「美しい国、日本」をつくるためには、我が国のよさ、すばらしさを再認識することが必要だと結んでおります。

昨年11月末に開催されました全国町村長大会においても、安倍総理は「地方の活力なくして、日本の活力

はない。地域に暮らす住民が未来に希望の持てる「美しい国」づくりに邁進したい」と述べております。

地方や地域が活性化することが国づくりの基本であると言われながら、現実には遅々として進まない地方分権改革、税源移譲、地方交付税の減額、新型交付税の導入など、いずれも地方自治体を圧迫するような要因が何一つ取り除かれてはおりません。

私は、昨年の施政方針で、これから町の進むべき方向の中で四つの課題を申し上げました。昨年に引き続きみずから課した課題を一つ一つ確実にクリアしてまいり所存でございます。

第1の課題であります財政問題ですが、1点目は、より一層の行財政改革を進めるために、最少の予算で最大の効果を上げることでございます。それには、限られた予算をいかに効率よく、有効に活用するかでございまして、町民の皆さんと一体になって創意工夫を凝らし、思い切った発想の転換をしてまいりたいと考えております。

2点目は、思い切った組織の見直しでございまして、新年度から新たな組織機構でスタートをいたします。組織を抜本的に見直すことで、人員及び人件費の削減、横断的で効率のよい事務処理、多種多様化する住民のニーズに対し、スピーディーかつ的確に意思決定ができる組織といたしました。町民皆さんの要望の高い、窓口の一本化による住民サービスの向上を図るために、配置には限られたスペースの中で細心の配慮をいたしました。

3点目の入るをはかる、すなわち歳入の増加対策でございますが、一大事業であった岩田流通団地事業が完成をいたしました。年明けの1月13日には、岩田流通団地開所式が行われ、一部事業がスタートいたしました。これに伴い、従業員の募集もされております。今後エンドユーザーの業績により、税収増に貢献いただけるものと思っております。

4点目は、人材活用と住民参加のまちづくりでございます。今年度の新規事業の中に農地・水・環境向上対策事業の予算づけがありますが、これは、地域が主体となって、農地を守るためのさまざまな事業に取り組んでいく事業でございます。行政区等が中心となって計画を策定し、地域住民が協力し合って実践していく、文字どおりの地域づくり基盤をなすものでございます。この事業がきっかけとなって、さまざまな分野に発展してほしいと思っております。

課題の二つ目は、合併問題でございます。いわゆる平成の大合併は、昨年3月末日をもって大きなうねりが終了しましたが、国はさらなる合併を考えているようであります。また、今度の統一地方選挙の中でも、このことをマニフェストに掲げる方もあるようであります。従来から申し上げてまいりましたように、固定的な考えに固執することなく、柔軟な対応が必要であると考えております。町あるいは広域的な将来像も含めて、今後さらなる研究、検討が必要であろうと考えております。

課題の三つ目は、特色あるまちづくりでございます。特に利根川、渡良瀬川に囲まれた当町は、輪中地形が形成されておりまして、他の市町村にはない独特の文化をはぐくんでまいりました。そこに生きる先人たちの知恵は、今の私たちの生活に息づいております。そして、住んでいるものは気づかない素晴らしい自然と風景があります。この水文化と風景を未来に引き継ぎ、一方で町の起爆剤にできないか、特に観光面からの検証を進めております。

去る2月24日には、東洋大学公開講座で「地域の活性化と観光計画の位置づけ」と題しまして、講演とパネルディスカッションが開催されました。その中で、私は町が持つ豊かな自然環境、歴史、文化、産業等、

町固有の地域資源を最大限に活用することが大切であると申し上げました。地域資源の魅力を理解し、地域を愛し、誇りを持つことが美しく豊かなまちづくりにつながるものと思っております。

課題の四つ目は、ニュータウンの販売でございます。町の活性化に販売促進は不可欠でございます、そのために今回の組織改革でも、ニュータウンと観光を一つにした地域活性グループとして、イベントに合わせた販売促進を進めていく考えでございます。このほかにも課題山積でございますが、当面は、この大きな課題を一つ一つクリアしてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

さて、平成19年度予算の概要でございますが、予算編成に当たりましては、第4次総合計画実施計画に基づいて、平成19年度当初予算の総額を52億3,100万円と決めました。これは、前年対比で2億7,700万円ほどの増額予算でございますが、新設保育園建設工事の3億円が増加要因でございます。

歳入でございますが、町税では2億2,000万円ほど多い18億1,800万円を見込みました。これは、三位一体改革に伴う税制度改正や岩田流通団地の企業操業等により町民税で1億6,700万円、固定資産税で5,300万円の増加を見込んでおります。地方譲与税については、同じく制度改正により所得譲与税が廃目となったことから1億1,000万円の減となっております。そのほかの交付金につきましては、項目により増減となっておりますが、特に地方交付税は1億1,400万円の減で、15億円を割り込むことになりました。地方交付税については、ピークであった平成12年度の約24億円から比較いたしますと、実に6年間で9億円も減額されたことになるわけでございます。

国・県支出金は、若干の増となっておりますが、補助金については減少しており、新年度予算においても保育園建設に伴い、今年度当初予算よりも3億1,200万円ほど多い7億3,300万円の基金取り崩しを余儀なくされました。町債につきましては2億3,600万円を借り入れますが、大部分を占めるのは、100%交付税算入の臨時財政対策債が中心でございます。

平成19年度予算における主要な事業を申し上げますと、総務文教関係では、新規事業として無線のデジタル化に伴う群馬県防災行政無線整備工事への負担金や東小学校の耐震診断、各小中学校教室照明工事、特別教室扇風機設置工事、学校や公民館等の公共施設への自動体外式除細動器、いわゆるAEDでございますが、これの設置、中央公民館外壁改修工事等に着手をいたします。

産業建設関連では、邑楽土地改良区の排水事業管理委託に伴う邑楽東部第一排水機場維持管理事業、地域が一体となって実施する農地・水・環境向上対策事業を行うとともに、新規ではありませんが、認定農業者関連で、農用地利用集積促進事業、転作麦作団地助成事業やコスモス団地形成事業も引き続き進めてまいりたいと考えております。そのほか、大学生参加型による板倉祭りや揚げ船事業も実施をいたします。また、建設関係では、雷電神社周辺整備に係る道路整備、町道整備も新規3路線を含む17路線を計画いたしております。都市計画関連では、景観保全のための景観創出促進事業に取り組むとともに、新しく西丘神社の周辺整備も手がけてまいりたいと考えております。

環境福祉関係では、無認可保育園である西、南、東保育園を統合いたしまして、ニュータウン内に新設保育園を建設するとともに、少子化時代における子育て対策の充実や児童手当支給事業、学童保育整備運営補助事業を実施いたしてまいります。また、福祉関連の拠点となる老人福祉センター、障害者生産活動センター、障害者デイサービスセンター、シルバー人材センター等の管理運営事業、介護関連や自立支援事業、広域連合によります75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の実施、町民の健康管理の基本となります住民

健診の充実とあわせ、予防事業も積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、安全安心なまちづくりのために、情報伝達手段といたしまして、メールシステムやケーブルテレビのエリア拡大、全行政区への自主防災組織の立ち上げ等を強力に推進してまいります。さらに、大きな課題であります国道354号の延伸や五箇谷地区土地改良の整備事業等にも鋭意努力をしまっている所存でございますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の議会では、平成19年度予算関係、組織改革に係る関連条例の改正など30議案を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集あいさつと平成19年度予算編成における重点施策の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（古橋泰治君） 町長の平成19年度施政方針演説が終わりました。

○議案第1号 専決処分事項の承認について

○議長（古橋泰治君） これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、議案第1号 専決処分事項の承認についてを議題とし、その1、その2について町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） それでは、早速でございますが、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分事項の承認について。本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるところでございます。

専決処分その1、平成18年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について。本補正予算につきましては、板倉町一般会計予算の補正（第4号）に関するもので、平成19年2月8日に専決処分をさせていただきました。内容につきましては、水道事業における老朽石綿セメント管の更新事業に係る事業費確定に伴い、起債の額が確定したことから、早急に起債申請を行う必要が生じ、専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入につきましては町債を10万円増額し、歳出につきましては衛生費を10万円増額するものでございます。また、あわせて地方債の補正を行い、上水道事業債の限度額を10万円増額するものでございます。

次に、専決処分その2、平成18年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について。本補正につきましては、企業債の借り入れ並びに配水管の布設がえ工事に関するものでございます。企業債の借り入れにつきましては、専決処分その1と関連するものでございますが、本申請提出期限が2月中でございましたので、早急に申請を行う必要が生じたため、平成19年2月8日に専決処分をさせていただきました。

補正予算の内容でございますが、資本的収入の第1項企業債、既決予定額2,250万円から補正予定額10万円を減額し、合計で2,240万円とし、また第5項出資金、既決予定額750万円に補正予定額10万円を追加し、合計を760万円とするもので、資本的収入の合計3,930万1,000円には変更はないものであります。また、資

本的支出につきましては、第1項の建設改良費、配水管布設費の委託料290万円を減額し、配水管工事費に290万円を追加いたします。これは、大字除川地内において配水管が宅地を横断しており、住宅を建てかえる関係から、早急に移設をする必要が生じたためでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） それでは、今町長の、専決処分につきましての一般会計予算（第4号）のご説明をさせていただきたいと思っております。

今提案理由で申し上げたとおりなのですけれども、2ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債の補正でございまして、10万円を増額した760万で起債を借りるということになります。水道事業の会計の方で、石綿セメント管布設工事に対する一般会計からの出資金でございます。この出資金につきましては、ちょうど起債の時期が議会と議会の合間となってしまいますので、専決処分をさせていただきました。

また、この起債につきましては、交付税措置があるということのメリットがあることから、一般会計から借り入れて、そして出資金として水道会計へ繰り出すということなのですけれども、この石綿セメント管の布設工事をできるだけ短期間で行うことが最大の目的でございますので、ご理解いただければと思います。

3ページの方の歳入で町債、1目の衛生債、こちらで上水道事業債として10万円の追加と。そして、歳出では、第4款の衛生費の第3項上水道費、1目上水道費の水道事業会計出資金として10万円の追加をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 前沢上下水道課長。

[上下水道課長（前沢君男君）登壇]

○上下水道課長（前沢君男君） それでは、専決処分その2、平成18年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条、平成18年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

2条、平成18年度板倉町水道事業会計第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の資本的収入ですが、合計額、既定額とも町長の説明どおり3,930万1,000円で変わりはありません。1項の企業債ですが、10万円を減額しまして2,240万円、5項の出資金が10万増額しまして760万円でございます。実施計画の内容というのは、町長の提案理由で説明してありますので、省略させていただきたいと思っております。

3ページをお願いします。平成18年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）明細書ということで、資本的収入及び支出の説明をさせていただきたいと思っております。収入に関しましては、資本的収入の合計額は、先ほど話したとおり補正額はございませんので、3,930万1,000円、企業債が10万円減額しまして2,240万円でございます。出資金が同じく、今度は10万円増額しまして760万円ということでございます。

支出なのですが、資本的支出、これも増減額がございませんので、1億2,280万3,000円でございます。建設改良費も同じく増減額なく、8,595万円でございます。配水管布設費、これも同じく節の内容だけの変更ですので、増減がございませんので、7,760万円でございます。節の内容になるわけですが、委託料が250万円減額しまして、配水管布設費、これが290万円増額します。これは、提案理由で説明もございましたが、北地区の239号線の工事を追加するものでございます。これは、館林 藤岡線の赤城神社から除川神社までの間なのでございます。そのところで民間の土地を水道管が通過していますので、その関係を布設がえしてくださいと、早急にとということで専決処分させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひします。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（古橋泰治君） 日程第5、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関します人事案件でございます。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦をするものとなっております。

現在その職にあります南地区の栃本登君が、来る平成19年6月30日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。栃本君につきましては、2期6年の任期中、その職務を的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 異議なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は同意することに決定しました。

○議案第3号 副町長の定数を定める条例の制定について

○議長（古橋泰治君） 日程第6、議案第3号 副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第3号 副町長の定数を定める条例の制定について。

本案につきましては、地方自治法の改正により、助役の呼称が副町長に改まるとともに、副町長を設置するかどうか、または設置する場合の人数につきまして、町の条例で定めることが必要になったものでございます。

当町におきましては、町の人口や財政規模を勘案するとともに、昨今の地方分権による町の役割と責任が増大していることを考えますと、副町長1人を置くものが適当と判断するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） それでは、議案第3号 副町長の定数を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

町長の提案理由のとおり地方の自主性、それから自立性の拡大を図るための措置といたしまして、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、条例制定をするものでございます。

副町長の定数を定める条例でございますけれども、板倉町は地方自治法第161条第2項の規定により、副町長の定数を1人とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） では、ちょっとお伺いします。

この副町長制といいますか、このような条例は、この周辺の自治体、板倉町がまねしてもいいというものではないのですけれども、自治体も同様な制定をしているのか。

それともう一つは、この間議員協議会のご説明ですと、この条例を制定しても副町長を当面空席にしておくというような指針の説明を受けたのですけれども、その当面空席ということは、空席のまま業務を執行して何か不都合とか、そういう必要性が生じたときに副町長を任用するということを考えているのか。その当面空席のままですと、その副町長に相当するその職務を当面はどういう方が、課長さんが今度4人できるのでしょうかけれども、その方がどういうふうに分担していくのか、あるいは町長もいろいろと多忙で、不在なケースが多いかと思うのですけれども、そういうときに町長の不在のときの場合なんかの代行、代理をだれがするのかというようなことで、その空席の期間どうするのか、その辺のところをどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問でございますが、近隣のという話ございましたが、私の知る範囲内では、すべての近隣の自治体においては同じような措置をとるというふうに聞いております。

それから、板倉町の場合は空席という話ございましたが、そういった場合も当然あり得ることだというふうに考えております。ただ、基本的には、条例の上では副町長は置くものとする、しかしそのときそのときの状況で空席の場合もあり得ると、そのように解釈をいたしております。

それと今後空席の状態でどうかという、どういった措置をとるのかということでございますが、これはあくまでも職員も含めて皆で協力し合ってやっていくと、これが基本であろうというふうに考えております。その代役をだれが務めるかというのは、まだちょっと今のところ十分考えておりませんが、いずれにしましてもみんなで補い合って、協力し合って頑張っていくと、それが基本でございます。

以上です。

○議長（古橋泰治君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（古橋泰治君） 日程第7、議案第4号 町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第4号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について。

本件は、平成17年1月から平成18年12月までの2年間を期限として実施してまいりました特別職の給料の一部削減を、改めて本年4月から来年3月までの1年間を期限として実施しようとするものでございます。板倉町の逼迫した財政状況並びに全国的に進められております公務員における給与構造改革の計画的な実施が図られていることを踏まえまして、この条例の制定を提案するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） 議案第4号 町長等の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長等の給与の特例に関する条例でございますけれども、町長等の給料月額の特例といたしまして、第1条で、町長及び副町長の給料の月額は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、1年間でございますけれども、町長及び副町長の諸給与条例第3条の規定にかかわらず、町長にあっては同条第1号に定める給料月額から100分の80を乗じて得た額、副町長にあっては同条第2号に定める給料月額から100分の90を乗じて得た額とするものでございます。

教育長の給料月額の特例といたしまして、第2条で、教育長の給料の月額は、特例期間において教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から100分の90を乗じて得た額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 7番、鈴木です。二つばかりというか、いろいろと先ほどの19年度の基本方針というか、その中でもやはり財政が厳しい、これは後からまた出てくるのでしょうかけれども、職員の組織改正に伴って4課1局になって、課長からグループリーダーになり減額があると。前回町長、1年何カ月ですか、減額が同じ額であったわけですがけれども、財政が非常に厳しい中で今回この1年に決めた根拠というか、普通というか町長在任中とか何かというような方法はなかったのかなと、その1年に決めた理由というか根拠、その辺をまず聞かせていただきたいなど。

それと非常に厳しい折、ほかの自治体でも報酬審議会等で基本的な条例、いわゆる特例ではなくて報酬等の条例があるわけですが、額が決まったやつ。あの辺の条例等の検討というか、要するに報酬額の検討等を今

後考えるのか、退職金がどうだとか、報酬がどうだとかというんな自治体で、あれは総務省あたりも非常にいろいろな点で問題を指摘している中で今後どんなふうを考えるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問でございますが、1年ということにしたのはどういうことかということでございますが、年度年度でこれは考えていきたいということが基本でございます。もちろん任期中とかそういったこともあり得るかもしれませんが、一応基本的には、年度年度で考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） 2点目の報酬審議会を開催して改正した方がいいのではないかとご質問でございますけれども、首長、特に特別職の報酬については、この条例で給与そのものを改正してしまう方法と、この特例による改正と二つありまして、首長の施政の中で条例を改正して給料を下げってしまう市町村も当然ございます。ただ、その場合、当然在任中だけの話でございますので、そういった部分も当然あるかと思いますが、原則的にやはり多いのは、この特例を使って下げているという市町村が大多数でございます。

それとこういう財政逼迫の折、いろんなその特別職も含めた各種委員の報酬なども当然検討する時期には来ておりますが、こういう状態の中でどこの市町村でもこの報酬審議会は開かれていないというのが実情でございます。郡内においてもそろそろ開く時期には当然来ているよねというふうに言っておりますけれども、開かれていないというのが状況でございます。開けば当然下げる話でございますので、その辺については、なかなか開きにくいという実情もあるようでございます。

○議長（古橋泰治君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町行政組織改革等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（古橋泰治君） 日程第8、議案第5号 板倉町行政組織改革等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第5号 板倉町行政組織改革等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本案は、平成19年度4月からの新たな行政組織機構のスタートに伴い、改正が必要となる関係条例、行政組織改革に合わせ実施いたしました例規の見直しの結果、事務手続等の現状と整合性を図るために改正が必要となる条例及び地方自治法の改正により改正が必要となる条例を一括して改正する条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） 議案第5号 板倉町行政組織改革等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありまして、この条例制定によりまして関係するのは20条例ございますが、これを一括して条例整備をしていこうという内容のものでございます。

板倉町行政組織改革等に伴う関係条例の整備に関する条例でございますけれども、まず第1条の板倉町総合計画審議会条例、第2条の板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例、第3条の板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例、第4条の板倉町都市計画審議会条例、この4条例につきましては、それぞれ所管課の変更をするものでございます。

次に、第5条の板倉町公民館条例、次の2ページの方へまいりまして、第6条の板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例、この2条例につきましては、役職再編によりまして職員設置の変更に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、第7条の板倉町町営住宅管理条例、第8条の板倉町下水道条例、第9条の板倉町水道給水条例、3ページの方にまいりまして、第10条の板倉町労働環境整備資金融資促進条例、次に4ページにまいりまして、第11条の板倉町中小企業設備近代化資金融資促進条例、次は6ページの方にまいりますが、第12条の板倉町小口資金融資促進条例、この六つの条例につきましては、改革に伴う例規の見直しによりまして、現状の事務手続等の相違による条例の一部改正によるものでございます。

次は7ページをお願いします。中ほどにございます第13条で板倉町特別職報酬等審議会条例、これにつきましては、地方自治法の改正と行政組織の改革に伴う課名の変更でございます。

14条の板倉町水道事業費の分担金徴収条例、これは廃止をするものでございます。

次に、第15条の板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例、それから8ページの方へまいりまして、第16条の町長、助役、収入役等の諸給与条例、それから第17条の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、第18条の板倉町災害対策本部条例、第19条の板倉町史編さん委員会設置条例、第20条の板倉町青少年問題協議会条例、この六つの条例につきましては、いずれも地方自治法の改正に伴う条例の一部改正でございます。

以上、20条例の改正を改正条文案のとおりお願いをするわけでございますけれども、各条例ごとの説明は、大変恐縮ですが、割愛をさせていただきます。

次は9ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

○議長（古橋泰治君） 日程第9、議案第6号 板倉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第6号 板倉町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

本案につきましては、平成16年度の地方自治法の改正により、長期継続契約を締結することができる事項について、従来の電気、水道、ガス、水の供給、または不動産の契約に、新たに「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるもの」が追加されることになったことから、町においてその対象を条例で定めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

〔企画財政課長（小野田吉一君）登壇〕

○企画財政課長（小野田吉一君） 議案第6号 板倉町長期継続契約を締結することができる契約を定める

条例の制定についてご説明を申し上げます。

今町長の提案理由にございましたように、平成16年の11月10日から地方自治法の一部が改正されまして、これまでの電気、ガス、水の供給あるいは電気、通信、役務の提供であったり、不動産を借りる契約等が定められておったのですけれども、その追加ということで、新たに翌年度以降にわたる物品の借り入れであったり、役務の提供を受ける契約、それからその性質上翌年度以降にわたる契約を締結しないと事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもの、こういったものが条例で定めることによって追加をされました。

板倉町でも、一例を挙げますと、最近はOA機器であったり、そういったシステムの普及、それから補修業務等も複数年にわたるリース契約が多くなってきております。こういった実情を踏まえまして、適正かつ円滑な事務を行うために、この長期継続契約を締結できる契約についての条例を制定するものでございます。

条文の第2条にございます長期継続契約を締結することができる契約として、条文は読み上げませんけれども、(1)から(4)までの契約を定めたいというふうに考えております。

第3条では、長期継続契約を締結することができる契約の期間としましては、5年以内とさせていただきます。

なお、附則としまして、19年4月1日から施行をしたいというふうに考えておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古橋泰治君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○6番(石山徳司君) 先ほどの課長の説明の中で、長期契約が目的であるということに関する懸念をちょっと申し述べて答弁いただきたいと存じます。

というのは、資源化センターも含めてですけれども、防災事業に絡む今度は遊水池の設定だとか、あるいはニュータウンの中の排水ポンプのその委託という形の中で契約を、多分板倉町は資源化センターの中で毎年予算が、委託料がちょっとずつ下がっていますので、その辺を含めると、逆に相手側から見ると長期契約で結んでおいた方が経営が安定するというふうな、そのような側面が見えますので、あくまでも条文は条文として、やはりこういう経済状態でありますので、町長も先ほどご自分の給与の改定の文面の中でも申されましたように、1年ごとに経済状況を見ながら契約をしていただきたい、そのように申し述べておきたいと存じます。

○議長(古橋泰治君) 小野田企画財政課長。

[企画財政課長(小野田吉一君)登壇]

○企画財政課長(小野田吉一君) 今石山議員さんがおっしゃるのは当然でございます。財政が厳しいので、ただ長期契約を5年以内で結んでも毎年度毎年度相手方との協議はできますので、最初の1年目で5年間の金額を、もうこの金でという契約ではございませんので、その年度、その年度当然協議ができるようには契約の内容はしていきますので、その辺のところもご理解いただければなと思います。

○議長(古橋泰治君) ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○5番(青木秀夫君) 今度5年以内ということになっていきますけれども、今までは、これ単年度契約でこ

ういうものは全部してきたのですか、それとも2年とか3年とか、それを5年以内と期間を延ばしたのか、すべてこれ単年度でやっていたのか。単年度でやると、さっき石山さんが言ったのとは逆に事務が煩雑で、毎年毎年忙しくなるという逆のこともあるので、3年間ぐらいの間は、そんなに激変するケースもあるけれども、二、三年、5年というのが長いか、3年が長いかわかりませんが、やっぱり効率的な事務処理ということを考えると、こういうふうに長期契約した方が事務の効率化というか楽になるのではないかなと私は逆に思うのですけれども、ただ今までは、土地の賃貸なんていうのは長期契約でやったのでしょうか、普通のこういったケースのものは単年度でやったのですか。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） 土地、不動産については2年とか、3年とか、あるいは10年とか、長いものもありますけれども、ほかのリース契約については、5年のリースですよという債務負担行為で、議会の議決を得て5年間の債務は負担しているのですけれども、契約は毎年度契約ということです。ですから、先ほど議員さんおっしゃるように事務の煩雑化の、簡略化を進めるのだという一つの総務省の方の指導もあるわけです。

それと今いろんなパソコン関係とか、OA機器とかというそういったものが買い取りでなくてリースの契約というのが非常に多くなっているということも含めて、5年以内の契約を結ぶことが適当であろうというふうな国の方の指導もございます。ですから、毎年度毎年度いろんな電算業務であったり、委託業務であったり、毎年度契約しているものを、もしかしたら3年間で、1年で例えば1,000万のものが3年間だったら3,000万なのですけれども、では3年間契約いただけのだったら2,700万でいいよとかそういう協議もできると思いますし、ですからマイナスになることは決してないというふうに我々は思っています。

○議長（古橋泰治君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第10、議案第7号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第7号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。
本件は、議会の議員各位にかかります報酬の支給について、従来からの運用内容を明確にするものです。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） それでは、議案第7号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正では、第3条の1項と2項を改正をいたしまして、3項と4項を加えるものでございます。

ちょっとこの条文の改正だけを見ますとわかりにくいので、改正後の条文を申し上げたいと思います。まず、第3条第1項でございますけれども、報酬はその職についた日から支給すると解説するものでございます。

次に、第2項でございますけれども、任期満了、辞職、失職、除名または議会の解散によりその職を離れたときはその日までの報酬を支給すると、そんなふうに改正するものでございます。

そして、第3項、これ下にありますけれども、死亡したとき云々、それと第4項、第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合においてということで、細かく明確にしておくための条文の追加ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するという内容のものでございます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時15分から再開いたします。

休 憩 （午前10時05分）

再開 (午前10時15分)

○議長(古橋泰治君) 再開いたします。

○議案第8号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(古橋泰治君) 日程第11、議案第8号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長(針ヶ谷照夫君)登壇]

○町長(針ヶ谷照夫君) 議案第8号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について。

本件は、昨年8月8日、人事院から国会及び内閣に対し、国家公務員の諸手当制のうち、管理職手当の定額制に移行並びに少子化対策が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子等への支給月額を引き上げる等を内容とした勧告がなされ、国家公務員に対する給与法の一部が改正されたことに伴い、本町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古橋泰治君) 小荷田総務課長。

[総務課長(小荷田 武君)登壇]

○総務課長(小荷田 武君) 議案第8号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

昨年の人事院勧告に伴う改正でございまして、第9条第2項を次のように改めるという内容のものでございますけれども、この9条につきましては、管理職手当でございまして、支給額の上限をここで定めるというものでございます。条文の中ほどの職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならないとするものでございます。

次に、第10条第3項をにつきましては、これは扶養手当でございまして、先ほど町長の提案理由にありましたように、3人目以降の子供等について月額1,000円引き上げて6,000円とするものでございます。

それから、第20条については、これ期末手当の部分なのですが、5級以上を6級に改めるものでございます。

附則としまして、第1条で、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

第2条がございまして、これは平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置ということでございまして、新給料表に移行をしたわけでございますが、それに伴う経過措置がございまして、その経過措置に合わせて管理職手当も措置されるという内容のものでございますけれども、この条文に該当する職員は、板倉町にはおりません。

規則への委任でございまして、第3条でこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということでございます。

第4条は、前回改正の附則条文を改正するものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） この最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならないという手当の上限というようにことなのですけれども、現行はどういうふうな数字になっているのかということと、管理職ですから、これは今回はどこまで、グループリーダー以上のということで、要するにまだこの率を、上限25を超えてはならないということで、その職位別に率を決めてあるのか、それともいわゆる今後定額制というか、前にも多分質問したことがあると思うのですけれども、その定額制に持っていこうとするのか。ということは、率でいくと同じ課長でも相当な差が、管理職手当の中での差額というのは、率でいけば相当出てくると思うのです。だから、その辺の考え方というか、その辺を聞かせていただければと思うのです。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） まず、最高限度額については、これは人事院勧告の方で示されたものでございまして、これまでその上限というものが定められていない部分があったので、これを加えるということと、それから今管理職手当は、これまで率で定めているわけですが、これについては規則の方で定めております。ですから、今回もその規則の改正をしていくわけですが、行政改革を推進する中で、これは人事院も定額制の方に移行するということを言っておりますので、町も定額制へ移行したいと、そんなことで今規則の整理をしております。現在管理職は、課長、それから課長補佐、係長、係長代理まで支給をされております。今度は、グループ制にしたことで、課長、それからグループリーダー、各施設を持つサブリーダー、そこまでしか支給はいたしません。

それとこの管理職手当の率については、現在の管理職手当を勘案して定額制に移行することで今検討しております。特に課長職、それからグループリーダー、サブリーダーに支給がされるわけですが、前回の支給率等も勘案して今調整をしております。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） そうすると、100分の25というのは、総務省というかそちらのいわゆる指導のもとということなのですけれども、役職は別に各自治体で決められていると思うのです。課長、課長補佐、係長、主任か、この100分の25を上限とするというのは、例えば部長がいるところも多分100分の25を上限とするということになると思うのですけれども、その辺町として上限は決められているのだけれども、実際運用的な中で、先ほど聞いたのは、では現在はどうかというのをそこでお聞きしたわけなのだけれども、現在の率を答えていただけていなかったもので、その辺も含めてどのように考えるか、よろしくお願い致します。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

[総務課長（小荷田 武君）登壇]

○総務課長（小荷田 武君） 現在の管理職の率でございますけれども、課長職が15%、それから課長補佐13%、それから係長12%、係長代理10%を支給しております。

それと今回の上限額が100分の25を超えてはならないというのがありますが、これは仮に40万の給料を

もらっている職員が100分の25といいますと10万円になりますので、こんな高額な管理職手当は、支給はどこもされていないと思うのです。今回の行政改革によりまして、特に14課局を5課局にしてしまうということもございまして、議員さんおっしゃいましたように強いて言えば部長級の役職に、もしかしたらそれ以上になるのかなというふうに思いますので、基本的には8万円程度を今考えております。また、これは決裁を得ておりませんので、これは正確な数字ではございませんが、課局長は5人ですので、8万円程度というふうに考えております。

○議長（古橋泰治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第12、議案第9号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第9号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

本件は、国家公務員における休息時間の廃止、休憩時間は1時間を基本とすること、並びに育児、介護を行う職員の対象範囲の拡大などを内容とした人事院規則の一部が改正され、施行されたことに伴い、本町におきましても、これに準じて改正を行おうとするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

〔総務課長（小荷田 武君）登壇〕

○総務課長（小荷田 武君） 議案第9号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この改正につきましては、町長の提案理由にありましたように、人事院規則が改正をされまして、休息時間が廃止をされております。その廃止をされたことによりまして、条例改正が必要になってくるということでございます。

まず、第6条1項の改正内容でございますけれども、これは1項、2項の追加については、休憩時間を1時間とすることを基本として改正をするものでございます。

それと7条は、削除でございますけれども、この7条は休憩時間でございまして、休憩時間の廃止に伴い、削除するというところでございます。

それと第8条の2第1項及び8条の2第2項の改正があるわけですが、これについては、下にありますように(1)、(2)に該当する職員のこれは早出、遅出の勤務に定めたものの内容でございまして、これについて、これを追加して該当する職員に対応していくという内容のものでございます。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

それから、2項は経過措置でございまして、内容については説明を割愛させていただきますが、これによりまして、今度は規則の改正をさせていただくことになります。したがって、この規則の改正で休憩時間がなくなりますので、現在では5時15分が終業になっておりますが、お昼休みの15分と3時15分は当然なくなりますので、それを15分延長して、規則の方で終業時間は5時半にしたいと、そんな改正が規則の方でされてまいります。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第13、議案第10号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第10号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、板倉町障害者生産活動センターを障害者自立支援法により市町村に設置が義務づけられた地域活動支援センターとして設置することに関し、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 大澤福祉課長。

[福祉課長（大澤静江さん）登壇]

○福祉課長（大澤静江さん） 議案第10号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

ただいまの町長の提案理由のとおりでございますが、平成18年4月1日より障害者自立支援法が改正されたことに伴いまして、板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

第2条を次のように改めるものでございまして、第2条の設置でございますが、今まで定義されていなかった活動センターの設置の目的を定めるものでございます。板倉町は、雇用されることが困難な知的障害者、身体障害者及び精神障害者における創作的活動または生産活動機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与すること、センターを設置し、その名称及び位置等を定めるものでございます。

2項につきましては、活動センターは障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターとして設置されていることを2条に加えたものでございます。

第3条の1号の日常生活訓練に関する事業から5号までにつきましては、障害者の福祉の向上を図るために必要な事項内容を自立支援法に掲げる事項の名称に改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年3月31日から施行するものでございます。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第14、議案第11号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第11号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について。

この改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が2月21日公布されたことにより、板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 野澤税務課長。

[税務課長（野澤 清君）登壇]

○税務課長（野澤 清君） 議案第11号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について。

今回改正する板倉町国民健康保険税条例は、先ほど町長の説明があったとおり2月21日に公布した国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴うものでございます。

内容については、国民健康保険税の基礎課税限度額を53万から56万円に引き上げるものでございます。

施行期日といたしましては、平成19年4月1日から施行するというところでございます。

経過措置としては、改正後の板倉町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度分の保険税について適用し、平成18年度分までの保険税については、なお従前の例によるということです。

以上でございます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 53万から56万に上げるということで、板倉町の国民健康保険税にどの程度の増収分が見込めるのか、わかる範囲内でお知らせください。

○議長（古橋泰治君） 野澤税務課長。

[税務課長（野澤 清君）登壇]

○税務課長（野澤 清君） 53万から56万円ということでございまして、53万以上の方が直近のデータとらえますと147名でございます。単純計算でありますけれども、3万円の幅で掛けますと400万から500万という金額になりますけれども、これは実際に正確に計算しないとわからないのですけれども、このようなことでございます。

○議長（古橋泰治君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第15、議案第12号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第12号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、結核予防法が廃止されたことに伴いまして、板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） それでは、議案第12号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして細部のご説明を申し上げます。

これは、第3条第3号中の結核予防法を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に改めるものです。

ちなみに、第3条は、福祉医療費の支給対象者の条文です。具体的に申します。結核患者の医療負担につきましては、従来結核予防法の中で都道府県で負担させることができるとありました。平成19年4月1日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、この法律の中に結核予防法の中の結核患者の医療負担の内容が組み込まれたことによりまして、根拠となる法律名を改正するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 板倉町公民館条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第16、議案第13号 板倉町公民館条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第13号 板倉町公民館条例の一部改正について。

本案につきましては、南部公民館及び北部公民館の使用料に関する規定について一部改正をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 田口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（田口 茂君）登壇]

○教育委員会事務局長（田口 茂君） それでは、板倉町公民館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

具体的に改正内容を説明申し上げまして、条文の説明は省略させていただきます。今説明がありましたとおり南部公民館及び北部公民館の使用料の表の、みそづくりに関する器具について新たに使用料を2,100円として定めるものです。

なお、附則として、平成19年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

○議長（古橋泰治君） 日程第17、議案第14号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第14号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について。

本案につきましては、東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更でございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されます。これに伴い、東毛広域市町村圏振興整備組合の規約中の「収入役」の名称を「会計管理者」に変更し、副理事長及び会計管理者の定数を定めるとともに、字句の整理を行うため、規約の一部を改正するものでございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、構成市町と協議の上定めるとともに、同法第290条の規定により、議会の議決を必要とすることとなっておりますので、お諮りをするものでございます。

以上、東毛広域市町村圏振興整備組合規約の変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

○議長（古橋泰治君） 日程第18、議案第15号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第15号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について。

本案につきましては、群馬県市町村会館管理組合の規約の変更でございます。変更の内容でございますが、地方自治法の改正により、収入役制度が廃止されることに伴うものと、平成18年10月1日に榛名町が高崎市に編入合併し、本組合を脱退したことに伴う規約の変更でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、関係市町村の協議が必要となりますので、今般議会に提出するものでございます。

以上、群馬県市町村会館管理組合の規約の変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（古橋泰治君） 日程第19、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

本案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の規約の変更でございます。まず、地方自治法の改正による収入役制度と吏員制度が廃止され、会計管理者制度が新たに創設されることに伴う変更でございます。

次に、本組合の組織団体であります多野郡町村会館管理組合と藤岡吉井環境衛生事務組合、そして渋川交通災害共済組合が平成19年3月31日限りで解散することに伴う変更でございます。

次に、多野藤岡医療事務市町村組合が平成19年3月31日限りで、本組合と行っていた常勤の職員に係る退職手当の支給事務について、共同処理を取りやめるものでございます。

次に、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が平成19年4月1日より、消防団員または消防吏員に対する賞給金支給事務を本組合と共同で処理するものでございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、関係市町村の協議が必要となりますので、今般議会に提出するものでございます。

以上、群馬県市町村総合事務組合の規約の変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第17号 町道路線の廃止について

○議長（古橋泰治君） 日程第20、議案第17号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第17号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

今回廃止をお願いいたします路線は、岩田流通団地に関連する従前路線の廃止とニュータウン朝日野四丁目南地区第3期造成工事に伴い、重複認定となる路線の廃止及び初谷地内の道路機能の喪失した路線を廃止するものでございます。

詳しくは、担当課長よりご説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 櫻木建設課長。

[建設課長（櫻木秀男君）登壇]

○建設課長（櫻木秀男君） 議案第17号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

恐縮ですが、次の1ページをお願いいたします。整理番号1番の町道1196号線から12番の町道1233号線までの12路線につきましては、岩田流通団地の完成に伴い、区域内及び区域外にまたがる従前道路の廃止をお願いするものでございます。位置につきましては、次の2ページの廃止路線図をご参照いただきたいと思います。

続きまして、整理番号13番の町道3452号線につきましては、平成17年12月議会で議決いただきましたニュータウン南部環状線から季楽里へのアクセス道路でございますが、ニュータウン朝日野四丁目南地区造成工事により、本路線が新設路線と重複となることから廃止をお願いするものでございます。位置につきましては、3ページの廃止路線図をご参照いただきたいと思います。

次に、整理番号14番の町道6139号線につきましては、初谷、飯島地区の町道でございますが、現在道路としての機能がなくなっていることから廃止をお願いするものでございます。位置につきましては、4ページをご参照いただきたいと思います。

以上、14路線の起終点につきましての説明は省略させていただきます。

また、延長及び幅員につきましては、14路線の合計で延長が4,858.6メートル、幅員は0.9メートルから14.9メートルとなります。よろしく願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第18号 町道路線の認定について

○議長（古橋泰治君） 日程第21、議案第18号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第18号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回認定をお願いいたします路線は、岩田流通団地造成工事により造成されました新設路線の認定及び従前路線の廃止に伴う区域外路線の再認定とニュータウン朝日野四丁目南地区第3期造成工事により造成された新設路線の認定、大曲地内の県道斗合田 岩田 岡里線の新設路線の供用開始に伴う旧県道の認定でございます。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 櫻木建設課長。

〔建設課長（櫻木秀男君）登壇〕

○建設課長（櫻木秀男君） 議案第18号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

恐縮ですが、次の1ページをお願いいたします。整理番号の1番の町道1329号線から6番の町道1335号線までの6路線につきましては、岩田流通団地の完成に伴い、区域内に設けられた新設路線となります。

また、整理番号7番の町道1327号線から11番の町道1218号線までの5路線につきましては、区域内外にまたがる従前の路線を廃止した関係で、区域外に残った路線の再認定をお願いするものでございます。位置につきましては、次の2ページ、3ページの認定路線図をご参照いただきたいと思います。

続きまして、整理番号12番の町道3462号線から22番の町道3472号線までの11路線につきましては、ふれあ

い公園南のニュータウン朝日野四丁目南地区造成工事により造成された新設路線の認定をお願いするものでございます。位置につきましては、4ページの認定路線図をご参照いただきたいと思います。

次に、整理番号23番の町道6210号線につきましては、大曲地内の県道斗合田 岩田 岡里線の新設路線が完成したことにより、旧県道が町へ移管されることとなったため、町道認定をお願いするものでございます。位置につきましては、5ページをご参照いただきたいと思います。

以上、23路線の起終点の説明につきましては、省略をさせていただきます。

また、延長及び幅員につきましては、23路線の合計で延長6,076メートル、幅員は2メートルから41.8メートルとなります。よろしく願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 私は、最後の大曲地内の県道だったところが町道に委託された、委任された、格下げということで、これ無条件であちからの提言の下に町で管理してくださいよという名目だと思うのですけれども、町とすると町道として認定されたというそういういきさつでしょうか。そうすると、今後改修だとかその周辺の用地買収に対する地価の変動にも期することがありますので、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 櫻木建設課長。

[建設課長（櫻木秀男君）登壇]

○建設課長（櫻木秀男君） それでは、ご説明いたします。

新たに県道ができたということで、その旧の県道を町に移管するということにつきましては、例えば土地の未登記があるとかないとか、それとあとは現場が、完全に機能がちゃんとなっているかとかいろんな協議をいたしまして受けるという形になっておりますので、それは何の心配もございません。

ただ、価値がどうのこうのということにつきましては、そういったことは余りないというふうに考えております。

○議長（古橋泰治君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第19号 交通安全のまち宣言について

○議長（古橋泰治君） 日程第22、議案第19号 交通安全のまち宣言についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第19号 交通安全のまち宣言について。

本案につきましては、交通事故を防止するため、行政、地域、団体等が連携し、交通安全運動等さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、依然として交通事故はなくなりません。また、飲酒運転が社会問題化しているにもかかわらず、いまだに飲酒運転による事故は絶えません。このような状況の中で、町民一人一人が人命尊重に対する思想を高め、交通安全意識の高揚を図ることが責務であると考えます。そこで、町においても、全町民の願いである交通事故のない社会の実現に向け、別紙宣言の決議を求めるものでございます。

私の方からちょっと朗読をさせていただきます。

「交通安全のまち宣言。

交通事故のない社会の実現は、私たち町民の願いです。しかしながら、依然として多くの交通事故が発生しています。

交通事故を防止するには、町民一人ひとりが交通ルールを守ること、交通安全を常に心がけること、思いやりのある交通マナーを実践すること、そして、交通環境の整備・改善を図ることが必要です。

ここに、私たちは、交通事故のない安全で安心な住みよい板倉町を実現するため、決意を新たに次のことを力強く推進し、実行します。

一つ、交通法規を遵守し、安全速度での運転に努めます。

一つ、ヘッドライトを早めに点灯し、特に高齢者や子供に対する交通事故防止に努めます。

一つ、シートベルト・チャイルドシートを確実に着用いたします。

一つ、運転中、携帯電話を使用しません。

一つ、飲酒運転を絶対にしません。また、飲酒運転をさせません。

一つ、交通環境の整備・改善に努めます。

以上、宣言します。

平成19年3月2日。板倉町。」

よろしく願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議案第20号 平成18年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（古橋泰治君） 日程第23、議案第20号 平成18年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第20号 平成18年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正予算につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,595万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を51億2,200万円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に4,500万円、利子割交付金に100万円、配当割交付金に400万円、国庫支出金に53万9,000円、財産収入に200万1,000円、繰越金に7,936万7,000円、諸収入に207万1,000円をそれぞれ追加し、地方譲与税を200万円、ゴルフ場利用税交付金を400万円、地方交付税を4,492万7,000円、交通安全対策特別交付金を90万円、使用料及び手数料を256万円、県支出金を434万1,000円、繰入金を1億2,480万5,000円、町債を640万円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を1,264万7,000円、諸支出金を3,000円それぞれ追加し、議会費を892万9,000円、民生費を214万円、衛生費を1,911万9,000円、農林水産業費を800万6,000円、商工費を50万円、土木費を2,482万円、消防費を164万9,000円、教育費を108万2,000円、公債費を236万円それぞれ減額するものでございます。

また、事業の繰り越しに伴う繰越明許費として、総務費において庁内情報化事業100万円、民生費において後期高齢者医療制度システム開発事業1,113万1,000円、保育園建設整備事業2,080万円、土木費において地方道路交付金事業4,505万円を繰り越すとともに、地方債の補正として内郷土地改良事業の事業費確定に伴い、一般公共事業債の限度額を640万円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） それでは、議案第20号 平成18年度板倉町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,595万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,200万円とするものでございます。

2ページにまいりまして、第1表、歳入歳出予算補正ですけれども、ただいま町長の提案理由でご説明し

てございますので、ここでは省略をさせていただきます。

3ページにまいりまして、第2表の繰越明許費でございますけれども、総務管理費では庁内情報化事業としまして100万円の繰越明許、これはG S Iの基本計画をただいま策定中なのですけれども、コンペ等の業者の提案をいただいて、間もなく業者を決定する段階でございます。したがって、今年度中には作成が困難かと思われまますので、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

それから、社会福祉費、後期高齢者医療制度システム開発事業、こちらもまだ開発事業が完成しておらないということですので、1,113万1,000円を翌年度へ繰越明許をさせていただきます。

それから、2項の児童福祉費の保育園建設整備事業、これ実施設計書ですけれども、2,080万円、まだでき上がってございませんので、翌年度へ繰り越しさせていただきます、新年度の建設費とあわせて実施をするということでございます。

それから、2項の道路橋梁費、地方道路交付金事業で、これは1 12号線でございますけれども、4,505万円を繰り越しをさせていただきます。合計で7,798万1,000円を繰越明許させていただきます。

それから、第3表の地方債の補正でございますけれども、先ほど町長の提案理由にありました内郷土地改良事業の事業費の確定によりまして、640万円減額をして起債を起すものでございます。

5ページにまいりまして、歳入でございますけれども、第1款の町税、第1項町民税、1目の個人、現年度課税分としまして2,100万円の追加をさせていただきます。また、法人におきまして、現年度課税分として2,400万円の追加をさせていただきます。これは、地方交付税が約4,500万円ほど減額が予想というか確定しましたことから財源不足を、実際に留保財源からこの4,500万円を補正をさせていただきました。

第2款地方譲与税、第3項の地方道路譲与税、1目の地方道路譲与税は200万円の減額、3款の利子割交付金、こちらでは100万円の追加と、それから第4款の配当割交付金、こちら400万円の追加ということで、公定歩合が引き上げられたということでの増加と、それから景気が回復したということで株式の配当等も増額になっているということの追加でございます。

6ページにまいりまして、第7款のゴルフ場利用税交付金ですけれども、こちらは逆に400万円の減額ということでございます。400万円というと、板倉町のゴルフ利用税というのが490円、板倉ゴルフ場の利用税が700円なのですけれども、その70%が地元の自治体に交付されるということで490円入るのですけれども、400万円の減額というのが8,100人分に当たるわけです。

先日ゴルフ場の方にちょっと問い合わせをさせていただきました。入場者が相当減っているのだろうということで問い合わせをさせていただいたのですけれども、実際に入場者は5万人を目指しているそうです。極端には減っていないということなのです。では、なぜ税が入らないのかというと、利用税の特別控除で65歳から70歳の方が半額になるのです。それと70歳以上の方が利用しますと非課税になるのです。そういった方が全体の利用者数の3割いるということなものですから、利用者数イコール利用税ではないということがわかった次第でございます。

それから、第10款地方交付税、第1項の地方交付税、1目の地方交付税では、普通交付税で4,492万7,000円の減額ということでございます。

そして、第11款の交通安全対策特別交付金では90万円の減額、それから第13款の使用料及び手数料、第1項の使用料では、1目の総務使用料で駐車場の使用料が240万円の減額と、月決め利用者の減少ということ

が原因なのですけれども、今までは、板倉町の板倉東洋大前駅は快速が停車していました。今でも当然停車しているのですけれども、その区間快速になってしまったということで、ほかの近隣の駅にも快速がとまることになったわけです。そういったことで特別に板倉の駅を利用していた人たちが、若干居住している地元が一番近い駅の利用に変更されたのかなということが予測できます。

7ページでは、第14款の国庫支出金、第1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、児童手当、小学校修了前特例給付負担金というのが減りました。これは、事業費の確定ということでございます。

次に、第2項の国庫補助金、民生費国庫補助金で、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金が382万9,000円の追加でございます。

次に、第15款の県支出金、第1項県負担金、1目の民生費県負担金ですけれども、やはり児童手当関連の事業費確定に伴う300万円の減額ということです。その下の保険基盤安定負担金、こちらも事業費の確定による240万の追加となっております。

続いて、8ページにまいりまして、県補助金の2目の民生費県補助金、こちら福祉医療関係の減額になってございますけれども、事業量の確定ということでございます。

それから、3目の衛生費県補助金、合併浄化槽の補助金なのですけれども、設置基数の減に伴いましての減額となっております。

それから、9ページにまいりまして、第16款の財産収入、第2項財産売払収入、1目の不動産売払収入なのですけれども、こちらは県道川俣 麦倉停車場線の今飯野の県道の歩道工事をやっていますけれども、あちらの防火水槽が町の町有地だったものですから、そこに用地買収がかかって20万1,000円ほど県から用地買収費が入ったということ、それから法定外の赤道の払い下げが3件ありまして、宅地が平米6,000円での売り上げということになりますので、47万7,000円ほど収入として入ってございます。67万9,000円の追加ということになります。

その次の第18款の繰入金、第2項の基金繰入金ですけれども、1目の財政調整基金繰入金を1億2,400万円減額をして9,400万円とさせていただきます。

それから、第2目の減債基金の繰入金ですけれども、54万円減額の1億9,839万5,000円とさせていただきます。

それから、ふるさとづくりの事業基金繰入金ですけれども、26万5,000円減額して356万1,000円とさせていただきます。

ここをもうちょっと申し上げますけれども、前年度、17年度で剰余金が3億6,000万あったわけです。その3億6,000万を、今回の次のページで繰越金、合計で3億6,019万1,000円、すべて18年度の一般会計へ繰越金として計上させていただきました。12月の補正予算で土地開発基金に1億円積み込みますと、それと減債基金に1億円積み込みますということをお願いをさせていただきました。残りの1億6,000万円を補正財源として持っていたわけです。それを今回すべて補正財源も含めて、3億6,000万をこの一般会計に計上させていただきます。余分な金が入ったわけですから、基金のこの財政調整基金、これの繰り入れで調整をさせていただきます。今回の補正予算の歳入歳出を合わせさせていただいたということでございます。今回9,400万円財調を取り崩しますけれども、最後の決算で歳入と歳出を比較しますと、まだ剰余金が出ると思います。まだ税の方の留保財源というのがありますので、私の予想だと2億円くらいは剰余金が出るだろうというふ

うには思っています。

次に、10ページにまいりまして、先ほど繰越金をご説明させていただきましたけれども、次の第20款諸収入の第5項の雑入、3目の雑入で農産物直売所の季楽里の利益分ということで219万8,000円が雑入で入るといふことの追加でございます。

それから、先ほど地方債のところの説明させていただきましたけれども、第21款の町債、農林水産業債ということで、内郷の土地改良事業の確定に伴いまして640万円の減額をしての起債とさせていただきます。

次に、11ページ、歳出でございますけれども、第1款の議会費、第1項議会費、1目議会費では、議会運営事業、議員さん2名辞職、1名お亡くなりになられたということで3名減ってございますので、840万円の減額でございます。

12ページにまいりまして、総務費、第2目の文書費です。こちらで複写機の使用料が40万円追加になっておりますけれども、こちらの下水道課にあったOA機器を改革推進室で使用したための追加でございます。

次に、5目の財産管理費、こちらでの光熱水費というのがずっとこの先追加で出てきます。これは、原油高騰による電気料の値上げに伴うものでございまして、その辺のところを逐一説明しませんが、そういったことの追加でございます。

それと13ページにまいりまして、下の方に10目の自治振興費、行政区運営事業、行政区運営補助金、これは10%カットということで、60万8,000円の減額ということになってございます。

次に、14ページの一番上の13目の交通対策費、路線バスの運行事業ということで、路線バスの運行費負担金が74万5,000円追加になっておりますけれども、事業収入が減ったということもありまして、当然事業収入が減ると県の補助金も減りますので、それだけ負担が増えるということの追加でございます。

それから、16目の基金費、基金管理ということで、減債基金の利子積立金ということで会計課長の方で頑張ってくださいまして、半年間減債基金を積み立てた結果、112万円の利子が入ったということでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。第3款の民生費、第1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で487万6,000円の追加、2目の高齢者福祉費、後期高齢者医療制度システム開発事業ということで1,113万1,000円の追加でございます。これは、繰り越しされることとなります。それと老人保健特別会計の繰出金が145万1,000円の追加、それと介護保険特別会計繰出金が531万7,000円の減額、こちら事業費の推移によるものでございます。

それから、18ページにまいりまして、第2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費で児童手当の支給事業で1,000万円の減額と、事業費の確定に伴うものでございます。

それから、次の2目の児童措置費、保育園広域入所受委託事業でございますけれども、年度途中に板倉町以外の保育園への入所等があった場合の追加で、154万円の追加でございます。

それから、19ページにまいりまして、第4款衛生費、第1項の保健衛生費で、3目の環境衛生費、合併処理浄化槽の補助事業です。これは、減額なのですが、設置基数の減ということになってございます。

それから、第2項の清掃費、2目のじんかい処理費、資源化センター管理運営事業の中では、全体では316万7,000円の減額ですが、燃料費等はやはり大きく追加になっております。それといろんなごみの、20ページにもございますけれども、各事業、資源ごみの処理委託事業であったり、粗大ごみ処理事業であったり、

大きい減額になってございます。

それから、21ページの第6款農林水産業費の第1項農業費では、5目の農地費で、先ほど言いました内郷地区圃場整備事業、こちら事業費の確定で300万円の減額となっております。

続いて、23ページをお願いします。第8款の土木費の第2項道路橋梁費、3目の道路新設改良費で、こちらの方では町道の地方道路交付金事業で町道112号線、こちらの方で物件補償費の減額、それから町道1150号線、これは雷電神社の裏の道路の調査委託料ということで150万円を追加するものでございます。

それから、24ページにまいりまして、第4項の都市計画費なのですが、3目の下水道費では、下水道事業特別会計繰出金が451万の減額と、これは人件費による減額でございます。

また、4目の開発費、仮称でありますけれども、川入東地区の土地区画整理組合支援事業、なかなか同意等が調わないということで、2,000万円計上してありましたものを減額をするものでございます。

次に、25ページからの教育費では、各小中学校、各公民館におけるその需用費の光熱水費の追加が計上してございますけれども、これはほとんど電気料の追加ということで、ご説明はしませんけれども、追加が多くなってございます。

最後に、28ページをお願いします。第12款の公債費、第1項公債費、2目の利子で、長期債の償還利子で236万円の減額ということになってございますけれども、臨時財政対策債を毎年度借り入れて、財源手当てをしているのですが、通常年度末に借り入れるのですが、年度途中、毎年大体12月ぐらいに借りないと現金が足らなくなってしまうのではないかとという心配を財政担当はしています。その預金利子分を予算計上をして、12月ごろの借り入れにしたいというふうに毎年度考えているのですが、現金が間に合ったということで、その間の利息分を減額させていただくと、これは昨年度も同じような減額をさせていただいたのですけれども、そういったことでございます。

以上、申し上げましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） では、先ほど課長から説明がありました留保財源というもののことをもうちょっと詳しく説明いただきたいということで、とりあえずそれを一つお願いします。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） 予算を編成する上で歳入をどう見るかということです。それで、歳出は歳出で各課からいろんな事業が上がってきます。そうしますと、例えば50億必要だということになりますと、歳入は必ず板倉町は足りないわけですね。足りないのですけれども、ではその足りないものをすべて基金だとか借金であてがっていたら、次の年、次の年というふうに借金も累積されてきますし、基金がなくなっていくということで、税をかなり厳しく見えています。

ですから、実際には、18億ぐらい入る税かもしれないのですけれども、我々は16とか、要するにその年度で歳入割れしてしまったら、その年度の逆に手当てを、さらに基金を崩さなければ手当てできなくなってし

まうということもありますので、最低限その年度の歳入歳出にかかわる歳入はクリアしなければならないわけです。さらに、それをもうちょっと厳しく見て、剰余金を必ず2億とか3億とか出そうと我々は考えています。

ですから、その剰余金が5億も出たときもありました。当然川田議員さん、監査委員さんをやられておって、その5億も剰余金が出るのだったら、もうちょっと金を使ったらどうだというご指摘もありましたので、今回補正予算では、交付税が4,500万減らされてしまっている部分もありますので、その4,500万を留保財源から充てさせていただいたということで説明をさせていただきました。ですから、大体留保財源は、2億から3億ぐらいは常に保っていきいたいなというふうに担当としては思っています。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） そうしますと、この留保財源というのは、ここにあるバランスシートといいますが、この歳入歳出の中に、それ以外の基金とか、また別の基金のまた別の、悪い言葉で言えば隠し財産というか、何かそういう趣旨の存在なのですね、わかりました。

それと今のこの3ページの中に地方債というのがありますがけれども、この地方債の中に、ちょっとお金の問題ではなくて、中身の利率というところに5%以内ということが書いてありますよね。5%以内と書いてあるのですけれども、実際は現行は幾らでこの利率で借入れを起しているのか、それを伺いたいのですけれども、それも今よく言う固定制とか変動制とかといろいろあるのですけれども、利率を決める際にこの変動の利率で決めているので、こういう契約が入っているのか。これを見ますと、何かいろいろ今までみたりよりも柔軟に繰上償還とか、あるいは借りかえとかそういうものができるというふうに書いてあるのですけれども、今は借り入れを起すときにみんなこういうような方式をとっているのか、その辺のところの説明をいただきたいのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） 予算上は、5%以内というふうに設けていますけれども、実際には今2%ぐらいで借り入れています。固定で借り入れているのですけれども、これまでの最高では7%ぐらいの利子のものも、前々から議員さんから一括で返す場合だったら利息が安くなるのかとか、そういったこともご指摘をいただいているのですけれども、実際に政府資金等の、県の市町村課ですけれども、そちらとのそういった協議もさせていただいているのですけれども、そういうのは受け付けられないというのが一般的なものなのですよね。ですから、高い利子のものは相前に借りた起債ですので、おいおいそれは返していきまますので、だんだん、だんだん利息は安い借金だけになってくるとは思うのですけれども、予算上5%以内ということで、ここで利率は定めていますけれども、実際にはそれよりも低い。

政府資金ですと、もう利息はこれだよというふうに決められているのですけれども、例えば岩田流通団地で公社が町内の金融機関から借り入れる場合は、見積もりをとって、あときはたしか1%だったと思えますけれども、そういった相手様と競争させて借りるということもできますので、ただ指定があるわけです。借りる場合にはここから借りるとかという、当然国も市町村に貸して利ざやでもうけるということも多分あるのだと思うのですけれども、そういったことで一応5%と書いてありますけれども、通常では今のところ大体2%ぐらいで、ただこれから公定歩合が上がってきますと、若干もっと高い利率で借りなければなら

ないようになってくるかもしれません。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） それともう一つお聞きしたいのは、この繰入金のところなのですけれども、財政調整基金とか、減債基金繰入金とかいろいろ項目に、何かいろいろ細かく分散して減額しているのですけれども、この意味はどういうものなのか。これ一括で、例えば財政調整基金にぼんと一本でやれば簡単かなと思うのですけれども、この例えば54万とか、26万5,000とかと区分けして減額している意味といたしますか、目的は何なのか、ちょっとこころ余計なことかもしれないのですけれども、疑問に思ったので、その理由をちょっと簡単に説明をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） そうですね、財政調整基金というのは、一般会計の中でその基金から繰り入れをして何に使ってもいい、要するに自由がきく基金のお金なのです。減債基金というのは、起債の公債費に充てるしか充てられない目的がある基金なのです。それとふるさとづくり事業基金というのも、竹下内閣のときのふるさと創生事業としてどんな大きい自治体にも、小さい自治体にも1億円ずつ金が入ったわけです。ふるさとづくりにそのお金は使いなさいという、それも目的基金なのです。

ですから、板倉町が予算の中でふるさとづくり費というところに小学生の体験搭乗とか、これまで中学生の海外派遣とかそういったものがあつたわけですが、それでなぜ減額をするのかといいますと、その54万の減債基金、こちらは減債基金から返すお金は、ではこれだけにしましょうというのはこちらの方で決めています。それが1億9,839万5,000円だと。当初の金額ではアバウトに、そんなにアバウトではないのですけれども、大体毎年財務会計の中の公債費のヤリックリンというのがソフトであるのですけれども、そうすると大体板倉町の18年度の公債費返還額は、元利償還金は大体幾らですよというのがあるのですけれども、それをきちんと利息等を計算して、3月には調整する意味合いで54万減りましたということでご理解いただければと思います。

そして、ふるさとづくりの基金なのですけれども、小学生体験搭乗で今回筑波航空という会社と赤城ヘリコプターで競争させて見積もりいただきました。その中で筑波航空が非常に契約が安かったという、そこで余った金を、ここのふるさとづくりの事業については基金からの繰入金をすべて充てていますので、ですからそこで余った金は逆にそこから繰り入れを減らすということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 根岸与士雄君。

○15番（根岸与士雄君） 15番、根岸です。二つばかり質問いたします。

まず、1点は、22ページの農村環境整備費という項目なのですけれども、これはどういう目的で事業をやっているのか、それといつごろ始まって、いつ終わるのかということを知りたいと思います。

二つ目は、6ページなのですが、ゴルフ場の問題で質問しておきたいと思います。板倉ゴルフ場は、民間に移譲されて、いろんな面、職員の問題等もあつたようではございますけれども、とにかくサービスのよいゴルフができるのかと思って、ここ数年期待しておつたのですけれども、年々売り上げが下がっていると。それで、先

ほど課長が申すには、余り利用者は減っていないと、そういったこともおっしゃったのですけれども、例えば七、八年前よりも非常に利用が、ほかのゴルフ場よりもいち早く安い板倉ゴルフ場というので、相当人気があったのですけれども、最近はどうも板倉のかなりゴルフをやる団体も板倉は高過ぎると、かえって藤岡町の渡良瀬ゴルフ場でしょうか、あっちの方がサービスがいいと、こういう話をあちこちから聞いております。

確かに65歳以上ということでの恩典はありがたい一面もあるのですけれども、やはりいろんな面で、食堂にしてもそんなに安くないと、そういったことでどうも愛好者が藤岡の方へ、向こうへ流れていると、こういうような状況かなと思うのですけれども、民間にということで大抵が改革などをして相当喜ばれる結果が出ているのが普通だと思うのですけれども、この板倉のゴルフ場についてはどうもそういった傾向で、私らを初め足が遠くなっているのが事実かと思うのですが、その点について何とかもう少しサービスのいい、安いゴルフができるように、当局でそれなりの努力をしていただければと思うのですが、その2点をお願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

[産業振興課長（小林正次君）登壇]

○産業振興課長（小林正次君） 農村環境整備費につきましては、いわゆる農村環境を整備しようということで、以前は農林省の補助事業といたしまして、農村公園だとか、あるいは農業集落の中の農道だとかそういったものについて整備をしていたことがございます。

ただ、現在につきましては、そういった補助がございませんので、今回の補正予算につきましては、単独土地改良事業と、農村環境の中でその町の単独で土地改良事業ということでのせてございます。これは、内容的には国道354号線の延伸計画がございしますが、内郷土地改良事業の中でその換地された土地につきまして整地工事をやろうということでございます。

それとあわせて、先般職員が交通事故を起こしまして、現実的には衝突されたわけでございますが、その農地環境整備で購入したいいわゆる公用車ですが、公用車がほとんどだめになってしまったと。本当に古い車でございますので、減価償却すると保険金が30万ぐらいしかおられないということで、今回必要な車だということで65万円を追加補正させていただいて、購入したいということでございます。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） ゴルフ場の入場者も含めた経営の関係で、町がどれくらい関与できるかというのは非常に難しいのですけれども、実際に板倉ゴルフ場が造成されて開場した当時、板倉町もそれまではソフトボールの普及が物すごかったのですけれども、ゴルフ場ができたときには勤め人も農家の方も、また事業経営者もほとんどの方がゴルフをやったわけです。板倉町のゴルフクラブは、500人を超えるほどのメンバー、登録者があったということで、春と秋に町民ゴルフ大会をずっと開催をしてきておりましたし、当時は出場者を絞るのにも困るぐらいの反響だったわけです。

それがだんだん、ゴルフ人気も低迷してきたのだと思うのですけれども、実際に指定管理者になってから町民ゴルフ大会、教育長さんが実行委員会の会長ということで、私もその一委員で何年か携わってきたの

ですけれども、前の観光公社が経営しているときのゴルフ場は、我々のある程度の要望も聞いてくれましたし、非常に積極的な対応もしてくれていたのですけれども、今回初めて、去年の9月に町民ゴルフ大会を開催するのに、これまでと同じようにちょっと値引きをしていただいて、参加者が負担金を出さずに気持ちよくプレーして、商品等は企業の協賛を我々が募って商品にしているのですけれども、そういったやり方をしたいのだということで、事務局の海洋センターの職員がいろんな協議に行っても余りいい体制ではないのです。

私がおととい電話を入れたときも、役場だからということなのでしょうけれども、一般のお客さんの対応だったらちょっと怒るような、こっちは低姿勢で入場者数だとか聞いているのですけれども、余りいい対応、口の聞き方ではなかったようにも、そういったこともあるのかもしれませんけれども、それと私もゴルフは好きな人間なので、栃木の方が主に自分の遊び場なのですけれども、やはりかなり料金を下げているのです。平日だと食事つきの6,000円、7,000円というのもざらにありますし、板倉ゴルフ場だと、キャディーさんがつかなくて日曜日だと1万2,000円くらいかかってしまうわけです。渡良瀬カントリーは、18ホールの換算で、入場者数をカウントしますと、栃木県内ではいつもベストファイブに入っているのです。ですから、それは金額を下げて、やはり努力をしているということだと思うのです。

板倉ゴルフ場もいろんなやり方ができると思うのです。今町民がなかなか行かなくなっているのです。その町民をそこへ誘導するためにいろんな企画があると思うのです。例えば私が行っているゴルフ場なんかですと、2週間に1回はカップルデーとか、あとはシニアデーとか、そういういろいろ企画をしているのです。企画をして入場者を何とか多くというようなところ、ただ板倉のゴルフ場は、年間のパス券みたいなのが去年出ました。平日に限って、例えば年間7万円で何回プレーしても7万円でできるというような、そういった一つの企画もありましたけれども、それにどれくらいの人が登録したのかわかりませんが、もうちょっと金額を下げないと難しいのかなというふうに思います。

もう東北道の館林インターから5分で行けるゴルフ場なのです、板倉ゴルフ場は。ですから、埼玉、東京に相当な営業をすれば、大西風が吹かないような日であれば、平日でも相当入るはずなのです。その辺がなかなか今度の指定管理者になってもできないのか。ただ、5万人近く入っているよと言っているのです、5万人入れば、それが全部課税対象者でなければ五五、二五で2,500万くらいの利用税が入るわけです。そうすると一時の板倉にゴルフ場ができたころの利用税の収入になるのですけれども、3割がそういった高齢者の優遇措置のある方だということになると、3万5,000人、三五、十五で1万5,000人がそういった方、3万5,000人の利用税しか入らないということになると、やっぱり千七、八百万円なのかなというふうに計算してしまうのですけれども、もっと板倉町民も板倉ゴルフ場を利用するような、あとは近隣からも平日でも入るような、もうちょっとゴルフ場の企画があってもいいのかなというふうに、個人的には思います。

答弁になっていないかもしれませんが、済みません。

○議長（古橋泰治君） 根岸与士雄君。

○15番（根岸与士雄君） 最近は、景気がよくなりつつあるので、やっぱりちょっとした会社などはそういった招待とかということで、これから企業なんか本当に近くのゴルフ場というので、期待されていたのですけれども、どうももうけ主義というような評判が出ていますので、そういう経営者に何でよそよりも安くできないかということをお我々も何かの機会に申し入れて、ぜひもうけ主義ではなく、やっぱり地元の人に本当に

利用されるような、愛されるようなゴルフ場になってほしいと思うのですけれども、答えは結構です。そう
いうことで関係者には努力していただきたいと、このように思います。

ありがとうございました。

○議長（古橋泰治君） ほかに。

野中嘉之君。

○2番（野中嘉之君） 2番、野中です。1点ばかりちょっとお聞きいたします。

24ページの川入東地区土地区画整理組合支援事業の関係であります。減額の理由としますと、同意が得
られないということによるということでありまして、現在の組合設立に係る同意の状況、これをひと
つお聞きしたいと思います。

それと新年度にまたさらに計上もされているわけで、関連するわけですが、今後の見通し、この辺のこと
について伺いたいと思います。といいますのは、前年度も計上して全額減額されていると、そういうことも
あります。なお新年度に今度また計上されていると、いろんなことがありますので、まずその辺のことにつ
いて伺いたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 小野田都市開発課長。

[都市開発課長（小野田国雄君）登壇]

○都市開発課長（小野田国雄君） まず、川入東地区の同意の状況ですけれども、今現在おおむね90%の同
意率であります。

それから、新年度の見通しということでありまして、引き続き推進をしております。本年度は、特
に未同意者を中心に意見交換会等を実施をしております。昨年度減額させていただきました
、今年度また減額をさせていただくわけですけれども、役員さん、今年が、平成19年度が決断のときとい
うことで認識しておりますので、平成19年度につきましても引き続き組合に同意の取りまとめの推進を行
いまして、19年度中の組合の設立に全力を挙げていきたいというふうに思っています。

○議長（古橋泰治君） 野中嘉之君。

○2番（野中嘉之君） 同意率が90%ということでありまして、具体的に未同意者は何人いるのかお願
いします。

○議長（古橋泰治君） 小野田都市開発課長。

[都市開発課長（小野田国雄君）登壇]

○都市開発課長（小野田国雄君） 地権者数がおおむね100名でありますので、10名ほどの見通しになり
ます。

○議長（古橋泰治君） 野中嘉之君。

○2番（野中嘉之君） その10名の方ですが、同意が得られるような見通しがあるのですか。

○議長（古橋泰治君） 小野田都市開発課長。

[都市開発課長（小野田国雄君）登壇]

○都市開発課長（小野田国雄君） 未同意者の方が10名ほどいるわけですけれども、未同意者の反対して
いる場所が国道沿いあるいは県道沿いということで、余り不便をしていないという方が反対をしているとい
うことで、同意の関係については非常に難しいわけですけれども、国道沿いにつきましても、何のメリッ
トも

ないということではありませんので、全体的に効果が上がってきますので、その辺を理解していただきながら推進をしていきたいというふうに思っています。

○議長（古橋泰治君） 一応3問はしているということによろしいですか。

○2番（野中嘉之君） はい。

○議長（古橋泰治君） 石山甚一郎君。

○8番（石山甚一郎君） 8番、石山甚一郎です。21ページの農林水産業費の2目農業総務費の関係でちょっとお尋ねします。

ここに農業関係制度資金の利用の関係なのですが、たまたま今年度減額になっております。前年度というか、この傾向ですが、近代化資金なんかの利用度がどのくらい増えているか、下がっているか、それが1点。

それとその下の農業農村応援事業ですか、その農用地利用集積促進事業の関係で、荒廃農地が大分増えてきているという関係で、農業を守りたいという観点からお聞きするのですが、この減額される理由につきまして、その集積事業が余り計画したものよりも実績が少なかったのか、あるいはその辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

[産業振興課長（小林正次君）登壇]

○産業振興課長（小林正次君） ご質問の農業近代化資金ですか、近代化資金につきましては、認定農業者という限定されてきているということもございます。また、その申請につきましては、過去3年間の決算書、これをつけなければならないと、それをつけて、その経営状況を把握した上で資金を貸し付けするという形になります。残念ながら、この資金につきましては、それらに見合った人たちが借入れを希望をされなかったという状況でございます。18年度には、1件もありません。それだけこの国の農業近代化資金につきましては、難しくなっているという状況です。農業事情も大変厳しい状況でございますので、その過去3年の決算内容を判断されて、それで貸し付けを断念するという状況が結構ございます。ただ、18年度につきましては、それらに見合った方が見えなかったと。毎年そういった形でこの近代化資金につきましては、借入れができなくなっているのが現実でございます。我々も、国の方になるべく簡易な形でできるようにというお願いはしてございますが、やはり焦げつきだとかそういったものを恐れて、貸し付けは慎重になっているような状況です。

それともう一点、農用地利用集積促進事業、これらにつきましては、実績が少なかったということで、18年度の実績が19.5ヘクタールということでございます。その中で10年契約を結べば、借り手に1万6,000円、6年で1万2,000円という10アール当たりの交付金があるわけでございますが、そういったものにつきましては、実績が少なかったということでございます。本来であれば、そういったものにつきまして、農業ができなくなっている農家もございますので、できるだけ農業委員さんを通じながら、あるいは農協の農地保有合理化法人等を通じながら、この農地の流動化を図ってきたわけなのですが、現実はそのようなことではございません。

また、荒廃農地につきましても、先ほど町長の所信表明でございましたように農村環境を守ろうということで、今後農地・水・環境向上対策事業というものを積極的に取り入れながら、集落でその荒れ地の回復を図っていくということが重要かというふうに感じております。よろしくお願ひしたいと思います。

[「ありがとうございました」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） ほかに。

宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） 4番、宇治川です。先ほど野中議員さんの方で川入東地区ですか、あその開発の話が出ておったのですが、私どもこの議会に入ったときにこの話を伺ったのですけれども、それが継続事業という形で予算もつけられてずっとまいったわけなのですが、毎年その予算を組んだが減額ということで事業が成り立たない、この関係については、恐らく開発許可等も得る中で進める事業だと思しますので、そういうことで開発というのはなかなか難しいというふうに認識しております。

そういうことでこの事業が進まないということになりますと、板倉では税金を求めるといような町の考えもあるようですので、できるものならそういう開発行為がもし1カ所で滞っているということになるとすれば、何年というのをはっきりと決めまして、やっぱり切って、次の開発行為を求めていって税金を求め、そういうことが必要ではないかというような気がいたします。この関係については、そういう考えでありました。野中さんと同じ考えであります。

それとその下の方の教育関係ですが、奨学資金、この関係も借りられる方が結構多いというふうに伺っておたのですけれども、減額というふうに載っておりまして、私借りの方が多いため、町の考えとしてはその方たちを平等にということで、最初目的とされた金額よりも減った中で貸し付けていたというふうに認識しておりますが、今回これ18年度を見ますと161万9,000円ですか、これの減額になっております。この辺、18年度については、借り入れる方が少なかったのか、少ないと思うのですけれども、その辺前年と比べてどういう形になっているか伺いたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 落合助役。

[助役（落合三郎君）登壇]

○助役（落合三郎君） 宇治川議員のご質問にお答えいたします。

野中議員さんと同じく川入のことなのですが、もともとが市街化区域に設定されていた部分なのです。その中に5ヘクタール以上の農地があって、区画整理の手がつかない場合には調整区域に落とせという制度があるのです。そうすると今宇治川議員が質問した、いわゆる調整区域に落とされてしまうと開発が全くできない土地に全体がなってしまいますから、町とするとせっきく枠をとった市街化区域ですので、その中の5ヘクタールの優良農地が入っているものの、市街化区域の中ですから、やはり土地区画整理事業を起こそうということで、組合施工で起こす努力をしているわけです。その中の事業費の投入のものが単年度当初予算を組んでいって、実際には100%の同意にいかないものですから組合設立ができない、県の方に認可申請ができないということで、またそれを戻してということの繰り返しの質問を、先ほど来野中議員なり、宇治川議員から質問されているのだと思うのです。

そういう中で、ではそこがだめであれば、ほかに場所を設定して開発許可がどんどん進んでいって、市街化区域になっているんな収入が入るという意味だと思うのですが、ところがなかなかその場所をいったん調整区域に落としてしまいますと、板倉町の立地条件からしますと、現在の市街化区域の周りがすべて青地でございますので、その青地を新たに市街化区域のフレームとしてとるためには相当な作業がございますので、何としても今ある市街化区域のかわりのところを調整区域に落とさないで、何とかやっといこうというのが

今の職員の努力のスタイルだと思うのです。

ただ、確かにここまで同意率が上がらないからということで毎年同じことをやっているということは、ここでこれから地権者の方、またかわりの役員の方ときちっとした話し合いをして、また町の町長の方の考え方のもとに、この土地をどうするかということのをそろそろ吟味し、決断する時期に来ているということは存じておりますので、次回はその辺のお答えができるような調整をしておきたいと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（古橋泰治君） 田口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（田口 茂君）登壇]

○教育委員会事務局長（田口 茂君） 宇治川議員さんの質問に端的にお答えしたいと思います。

今年度当初予算では、18名を予算で見込みました。具体的に18年度、昨年2月に申請がありまして、決定したのが3月ですけれども、14名が新規で借りたと。当然18名ですから、最近の状況も含めると、年によっては、16年度が一番多かったのですけれども、20名という状況です。今年度2月いっぱいをもって、今申請を受けているのですけれども、当初予算と同じように約18名、今年についてはほぼ予算どおり申請があると。年によっては、やはりその辺の前後がありますけれども、そういう状況です。よろしくお願ひします。

○議長（古橋泰治君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひします。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 零時02分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（古橋泰治君） 再開いたします。

○議案第21号 平成18年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第4号）について

○議長（古橋泰治君） 日程第24、議案第21号 平成18年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第21号 平成18年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第4号）について。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,283万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ13億2,688万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に954万5,000円、国庫支出金に579万7,000円、県支出金に144万7,000円、繰入金に145万1,000円、繰越金に1,459万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、医療諸費に1,824万円、予備費に1,459万円追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） それでは、議案第21号 平成18年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,283万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,688万6,000円とするものです。

二、三ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

今回の補正は、基本的にこれから給付されるであろう医療費の不足を見込んだ補正でございます。

4ページと5ページをお願いします。老保あるいは国保、そういった医療関係は歳出がありまして、そして歳入があるということで、一応歳出の方から先に説明いたしたいと思えます。

5ページの歳出のところをお願いします。まず最初に、第2款の医療諸費、医療給付費、補正額ですが、1,824万円を追加補正いたしました。それで合計12億3,792万円です。これは、決算見込みといたしまして若干の不足を見込んだものでございます。右の方に補正財源の内訳がございますが、支払基金から954万5,000円、国庫負担579万7,000円、県負担が144万7,000円、右の一般財源、これが町の方からですが、145万1,000円となります。それぞれの負担の割合ですけれども、これは法定で決められたものです。

第4款の予備費につきましては、繰越金から1,459万円補正追加するものです。

上の4ページの歳入の方ですが、こちらにつきましては、先ほどの歳出のそれぞれの款項目の補正額の内容でございますので、省略させていただきます。

以上、簡単ですけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議案第22号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（古橋泰治君） 日程第25、議案第22号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第22号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,173万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,544万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国保税に1,330万円、国庫支出金に2,020万円、療養給付等交付金に600万円、県支出金に870万円、共同事業交付金に50万円、一般会計繰入金に487万6,000円、繰越金に2,816万円追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に396万4,000円、保険給付費に9,063万7,000円、諸支出金に50万円を追加し、老人保健拠出金を542万5,000円、介護納付金を84万円、共同事業拠出金を610万円、保健事業費を100万円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） それでは、議案第22号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,173万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,544万5,000円とするものです。

また、第2条の繰越明許費については、第2表によるということですが、これは後ほど説明いたしたいと思います。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

第2表の繰越明許費ですが、1款総務費、1項総務管理費に451万6,000円を計上するものです。これは、国保システム開発等事業ということですが、20年度から広域連合を運営主体として実施されます後期高齢者医療制度に係る創設準備事業ということですが、具体的に実施する内容ですが、医療制度改革システム改修委託料と、それから保険税徴収システム開発委託料に関するものです。この繰越明許をする理由ですが、本事

業につきましては国の補助があります。2月の通常国会におきまして、18年度補正予算としまして可決され、国の予算として繰越明許されました。これを受けまして、各市町村におきましてもシステムの開発期間をかんがみまして、前倒しの対応をするものです。今年度中に交付申請、それから19年度には交付、それから契約と、そういったスケジュールで進めたいと思っております。

それでは、歳入歳出予算の補正について説明いたします。4ページと5ページをお願いします。まず、歳入ですが、1款国民健康保険税ですが、決算を見込みまして一般被保険者国民健康保険税と、それから退職被保険者等国民健康保険税を合わせまして1,330万円を追加補正するものです。これは、特に退職者におきまして対象者が増えたということによります。

それから、下の3款の国庫支出金ですが、第1項の国庫負担金、1目の療養給付費等負担金に2,800万円を追加し、高額医療費共同事業負担金は100万円の減額補正ということになります。

それから、同じく第3款の第2項の国庫補助金ですが、特に2目の後期高齢者医療制度創設準備事業補助金に250万円追加いたしました。

第4款の療養給付費等交付金は、退職者に係るものですけれども、1目療養給付等交付金に600万円追加補正いたしました。これは、支払基金から交付されるものです。

第5款の県支出金ですけれども、これは第1項の県負担金、1目の高額医療費共同事業負担金は100万円の減額、第2項の県補助金、2目県財政調整交付金につきましては970万円の追加補正となります。

次の第6款の共同事業交付金ですが、これは国保連から交付されるものですけれども、高額医療費共同事業交付金に1,000万円の追加補正、それから保険財政共同安定化事業交付金は950万円の減額補正となります。

6ページと7ページをお願いします。第8款の繰入金ですけれども、487万6,000円の追加補正です。この節の1節から5節までは、決算を見込んだ補正です。この中で特に6節のその他一般会計繰入金の国保システム開発等事業分ですが、これにつきましては、201万6,000円を国保システム開発等事業分といたしまして補正するものです。

それから、第9款の繰越金ですが、これは2,816万円の補正です。前年度繰越金でございます。

次に、歳出ですけれども、第1款総務費、1目一般管理費に396万4,000円を追加いたします。この中で大きいものは、国保システム開発等事業に、これは合わせた数字ですけれども、451万6,000円を追加するものです。これは、冒頭繰越明許のところで説明した内容のものです。

それから、第2款の保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費に1億143万7,000円を追加するものです。これは、今後給付費の不足を見込んで追加するものでございます。

次の第2項の高額療養費ですが、これも決算を見込んだ補正ですが、一般被保険者高額療養費に650万円の追加補正、一方退職被保険者高額療養費につきましては800万円の減額補正でございます。

8ページと9ページをお願いします。第2款の保険給付費、出産育児一時金ですが、これは230万円の減額補正ということですが、当初30人ほど見込んだのですが、2月現在で16名ということで、かなり減額補正をいたしました。

次の第3款の老人保健拠出金、それから次の下の第4款介護納付金、それから下の第5款の共同事業拠出金までの補正につきましては、確定に伴うものでございます。

次の第6款の保健事業費ですけれども、1目の保健衛生普及費を100万円減額補正しました。これは、人

間ドック受診者の申し込み減によるものでございます。これも、当初250人近く見込んだのですが、1月末現在で128名ということで、これも減額補正いたしました。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 5番、青木です。歳出の7ページ、2款の保険給付費で一般被保険者療養給付費というのが補正で1億円強計上されていますけれども、これは何か制度でも変わったのか、それともこれは補正ですから、これ見込んだのはいつまでを見込んだのか、3月いっぱいを見込んで、こんなに急激に1億円も増えるということが予測されるのでしょうか。その辺のところのもうちょっと理由を、制度でも変わったのか、今までマイナスになっていたのを、どこからか借金したのを返すのか、その辺のところをちょっと説明をいただきたいのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） この1億近くの追加なのですけれども、これは今12月ぐらまでの医療費が大体出ているのですけれども、その中で一般の被保険者につきましては、昨年度と比較しますと人数的にはそれほど変わらないのですけれども、ただ特に入院関係なのですが、入院患者の入院数はそれほど変わっていないのですけれども、特に昨年の10月ですか、10月ごろ急激に医療費が上がりました。どうしてかということでもちょっと分析したのですけれども、特に高額関係ですか、例えば100万以上の医療費がかかる人がかなりその部分で大幅に増加したという部分がありまして、その関係で医療費が急激に増えたということがあります。高額医療の患者ですか、そういった方が増えたということです。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） それは何か制度でも変わったのですか、それとも急に高額医療の人が増えてきたというのは、何かそういう病院が近くにできたとかそんなことはないのでしょうかけれども、10月ごろから急に増えてきたというのは、何かいろんな風邪がはやったとか、老人が、急に入院する人が増えたとかそういうこともいろいろあるのでしょうかけれども、そうすると今度は、これ今度来年度予算にそういうことも予測して、また次の予算編成はされているのですか。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） まず、1点目ですけれども、まず制度的な問題ではありません。先ほど申しましたけれども、高額の入院患者が増えたということなのですけれども、例えば心臓関係とか、がん関係とかいろんな高度先進医療がありますよね、それを受けている患者が、18年度については何かかなり増えたというのがあります、人数的に。それで先ほど申しましたけれども、普通今まででしたら100万以上の医療費がかかる患者というのは、それほどいなかったのですけれども、今回それが10人以上も出ていまして、ただこれはあくまでかなり重症患者ですよね。ですから、これは、要するにその医療費が長く続くというのは余りないと思うのですけれども、ただ来年度の予算編成に当たりましてはそういうのも考慮に入れまして、

従来よりちょっと医療費の上げ幅ですか、それを若干上げまして、見込んであります。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） では、もう一回。町長はよく知っていると思うのですが、最近制度として包括医療とかといって、何か見込みでこういう病気に対しては100万円とか、300万とかと予算を組んで、そういうシステムが導入されたそうですよね。そうすると300万の予算を組んで100万で上がってしまえば病院のもうけですし、300万の予算を組んで500万医療費がかかってしまうと病院のマイナスになるとかと、そういう制度が導入されたとかということも何か一因にあるとか、そういうことは分析されていないのでしょうか。

そうすると、例えば100万円、この病気というのは、どういうふうにするのかわからないのですが、そういう認定はどこでもできるのではないらしいのです。ある特定の厚生労働省が許可した信用のある病院しかできないらしいのですけれども、ある病気で、この病気はこうこうで大体100万円だと、それを早く治して早く退院させてしまえば、その病院は差額で利益を受けると、そういうシステムが導入されたとかというのですけれども、そういうことなんかも何か一つの要因になっているとかということは分析されていないのでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） 出来高払いと包括払いの関係です。確かに包括払いについては、今大きな病院については大体その方向で国の方で進めていますからいっていると思うのですが、もともと包括払いは、過剰診療の抑制というのが目的です。ただ、これ厚生病院なのですから、厚生病院が包括払いでもやっているのです。定額の部分で。出来高払いも一緒にやっていますけれども、ただ厚生病院は今年は収入が上がっているのです、収益が。なぜかという、その包括払いなのですから、包括払いをやった病院については、5%の何か国の方から上乘せがあるらしいのです、収益について。ですから、その関係で、例えば包括払いをとったとしても、その病院自体は収益が逆に今の時点では上がっているというのがあります。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 7ページの一般管理費の中で国保システム開発等事業ということで、システム開発委託料、改修委託料ということで同じ225万8,000円ずつですか、これがあるわけですが、それでもう一つは繰り越しがここでまた450万とあります。そうすると、結構金額が大きいかなという感じがするのですが、要するにこれは制度が変わって、改めてシステムをつくるのか、それで内容的にどういう内容か、非常にボリュームの大きいシステムなのかどうかかわからないのですけれども、金額的に高いような気もする。それと徴収システムと、今国保税は徴収しているわけですから、改めてこういうシステムを開発しなければいけないのか、その辺を含めて質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） この国保システムの開発等事業の関係なのですから、これは後期高齢者医療制度、それが20年からスタートするという、その事前の準備ということなのですが、これは全く新しいシステムになります。したがって、例えば今国保関係の中でいるんな電算システムがありますけれ

ども、それとは違ったシステムということでこういった金額になってきます。

内容的に医療制度改革システム改修委託料なのですが、これは国保税の特別徴収対象者の判定とか、それから年金保険者に対する特別徴収依頼情報の作成という形で組まれています。まだ具体的には、これから交付申請しまして、来年度の当初に実施設計とかそういったものをつくっていきますので、その段階でもって具体的なシステムがはっきりすると思うのですが、もう一つが保険税徴収システム開発委託料、これも全く新しいシステムなのですが、これは後期高齢者の支援金、国保の保険者の方から支援金という形で出すことになるのですが、その支援金の関係とか、それから保険料率設定など、そういったシステムについての委託料ということで全く新しいものです。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） そうすると、20年4月から後期高齢者医療のやつでやるということなのですが、これ今3月ですが、今年の3月までにこの二つのシステム改修のやつで二百二十何万は今年じゅう、3月中に使うわけですね。だって補正予算で今年の補正で出したわけでしょう、これ。要するに繰り越しで450というのは、これは何450万の中に含まれているのですか。これも、では繰り越しの中に入ることですか。そうすると、実質は、では来年やるのは、ということですね。わかりました、済みません。

○議長（古橋泰治君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議案第23号 平成18年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（古橋泰治君） 日程第26、議案第23号 平成18年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第23号 平成18年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,827万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,327万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金を418万7,000円、支払基金交付金を624万9,000円、県支出金を252万円、一般会計繰入金金を531万7,000円、繰越金を2,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に188万5,000円を追加し、保険給付費を2,015万8,000円、予備費を2,000円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 大澤福祉課長。

[福祉課長（大澤静江さん）登壇]

○福祉課長（大澤静江さん） それでは、議案第23号 平成18年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,827万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億9,327万7,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の補正と3ページの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、ただいまの町長の提案理由のとおりでありますので、省略いたします。

2ページの第2表、繰越明許でございます。1款総務費、1項一般管理費、事業名であります。介護保険制度改正に伴うシステム改修事業でございます。205万8,000円でございます。この関係等は、先ほど国保会計で説明がありました医療保険制度改正に伴う繰越明許費でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入でございます。今回の補正の主なものですが、保険給付に伴う決算見込みの居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の減額によるものでございます。

第3款国庫支出金、1目介護給付費負担金503万9,000円の減額でございます。

第3款2目システム開発補助金、この関係等は、繰越明許に絡みましたシステム改修補助金85万2,000円の追加でございます。国からの補助金等でございます。

第4款支払基金交付金、介護給付費交付金といたしまして624万9,000円の減額でございます。

第5款県支出金、252万円の減額でございます。

第7款繰入金、第1項第1目介護給付費繰入金といたしまして、635万円の減額でございます。2目その他一般会計繰入金103万3,000円の繰入金でございまして、合わせまして531万7,000円の減額でございます。

第8款繰越金といたしまして、1,827万5,000円の減額でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費、1目一般管理費188万5,000円の補正額でございます。人件費及び一般管理費等の補正でございまして、188万5,000円でございます。

第2款保険給付費、1目居宅介護サービス給付費875万8,000円の減額でございます。この関係等は、通所介護、訪問介護、訪問入浴介護等の見込み利用減に伴うものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費100万円の減額でございます。この介護予防サービス給付費等は、要支援1、要支援2の方へのサービス給付でございまして、当初予算には105人等を見込んでおりました。今2月1日現在では51人の方のみ利用でありますので、その分の減額等でございます。

それから、3目地域密着型介護予防サービス給付費100万円の減額でございます。この関係は、1名の方が今現在利用しているのみでありまして、グループホーム入所、認知症、通所介護利用を見込み、減によるものでございます。合わせまして、1,140万円の減額でございます。

歳出合計といたしまして、既定額に1,827万5,000円減額するものでございます。

簡単な説明でございますが、ご審議方、決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議案第24号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（古橋泰治君） 日程第27、議案第24号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

町長（針ヶ谷照夫君） 議案第24号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から451万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,713万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を451万円減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費から64万円、水質浄化センター費を357万円それぞれ減額し、合わせて421万円の減額をするものでございます。また、予備費からも30万円を減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 前沢上下水道課長。

〔上下水道課長（前沢君男君）登壇〕

○上下水道課長（前沢君男君） それでは、議案第24号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成18年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ451万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,713万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、提案理由で説明してありますので、省略させていただきます。

4ページをお願いします。歳入ですが、一般会計からの繰入金で451万円の減額としまして、2億5,656万8,000円となります。

下のページの歳入ですが、下水道総務費、64万円減額しまして、1,953万1,000円、この内訳としましては公課費、これは消費税なのですが、64万円の減額でございます。それと4目の水質浄化センター費357万円を減額しまして6,092万6,000円、内訳としましては、異動によります人件費の減額が317万円、それと水質センター委託料40万円の減額で、合計で421万円の減ということで、合計額が8,077万2,000円ということでございます。

3款の予備費ですが、30万円を全額減額しまして、ゼロ円でございます。

そして、合計しますと補正額としまして451万円減額しまして、2億9,713万3,000円ということでお願いしたいと思います。

以上ですので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議案第25号 平成19年度板倉町一般会計予算について

議案第26号 平成19年度板倉町老人保健特別会計予算について

議案第27号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第28号 平成19年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第29号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第30号 平成19年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（古橋泰治君） 日程第28、議案第25号から日程第33、議案第30号までの6件は、平成19年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第25号ないし30号。

議案第25号から30号の6件につきましては、平成19年度の予算として関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第25号 平成19年度板倉町一般会計予算について。本案は、平成19年度板倉町一般会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億3,100万円と決めました。これは、前年度対比2億7,700万円、5.6%の増となっております。

まず、歳入につきまして、その主たるものについて金額と構成比につき申し上げたいと思います。町民税であります。18億1,838万3,000円、構成比34.8%、地方譲与税1億1,400万円、構成比2.2%、利子割交付金600万円、構成比0.1%、配当割交付金500万円、構成比0.1%、株式等譲渡所得割交付金500万円、構成比0.1%、地方消費税交付金1億2,300万円、構成比2.3%、ゴルフ場利用税交付金1,400万円、構成比0.3%、自動車取得税交付金6,700万円、構成比1.3%、地方特例交付金1,360万円、構成比0.3%、地方交付税14億6,200万円、構成比27.9%、分担金及び負担金5,596万9,000円、構成比1.1%、使用料及び手数料8,135万5,000円、構成比1.6%、国庫支出金1億7,569万円、構成比3.4%、県支出金2億3,172万4,000円、構成比4.4%、繰入金7億3,409万4,000円、構成比14.0%、繰越金4,000万円、構成比0.8%、諸収入4,328万6,000円、構成比0.8%、町債2億3,610万円、構成比4.5%でございます。

次に、歳出について申し上げます。まず目的別の金額と構成比について申し上げたいと思います。議会費9,123万9,000円、構成比1.7%、総務費6億3,033万円、構成比12.0%、民生費15億1,246万7,000円、構成比28.9%、衛生費4億4,857万円、構成比8.6%、労働費26万円、構成比0.01%、農林水産業費2億6,974万8,000円、構成比5.2%、商工費5,201万6,000円、構成比1.0%、土木費5億9,494万1,000円、構成比11.4%、消防費2億8,821万2,000円、構成比5.5%、教育費5億7,419万5,000円、構成比11.0%、公債費7億4,901万3,000円、構成比14.3%、諸支出金1,500万8,000円、構成比0.3%であります。

さらに、性質別に大別して申し上げますと、義務的経費のうち人件費は12億864万9,000円で23.1%、そのほかの義務的経費が10億8,838万9,000円、20.8%であり、合わせて22億9,703万8,000円、43.9%であります。なお、投資的経費は6億5,095万5,000円、12.5%であり、その他の経費が22億8,300万7,000円、43.6%となっております。

一方、自主財源比率は53.0%、依存財源比率が47.0%の構成比率となっております。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案第26号でございますが、平成19年度板倉町老人保健特別会計予算について。本案は、平成19年度板倉町老人保健特別会計の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,385万5,000円と定めるものでございまして、前年対比0.9%減となっております。

歳入の主なものにつきましてご説明申し上げますと、支払基金交付金6億2,055万2,000円、国庫支出金4億988万8,000円、県支出金1億247万2,000円、一般会計繰入金1億583万8,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げますと、総務費336万6,000円、医療諸費12億3,548万円でございます。

老人医療制度は、高齢者の健康の保持と適切な医療の確保を目的に平成14年に見直され、現在に至っております。しかしながら、増大する医療給付費と急速な少子高齢化の進展の中で、将来にわたり持続可能な制度が求められ、平成20年4月より新たに後期高齢者医療制度が創設をされます。老人医療給付業務は、平成

20年度より広域連合に移り、医療給付を伴う特別会計は、本年度で最後となりますが、平成19年度の予算につきましては、対象者の増減並びに医療費給付状況等を勘案し、編成をいたしました。

なお、細部については、先ほどと同様に後から申し上げます。

次に、議案第27号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成19年度国民健康保険特別会計の当初予算でございます。国民健康保険は、加入者の高齢化等による医療給付費の増加及び保険税収入の低迷などから、極めて厳しい状況にあります。このような状況の中、平成19年度の予算編成に当たっては、平成20年4月に創設をされます後期高齢者医療制度を初めとする医療制度構造改革並びに国保財政の現状を踏まえ、安定した医療給付の堅持を念頭に編成し、歳入歳出予算の総額を16億8,475万5,000円と決めました。これは、前年対比13.6%の増となります。その要因といたしましては、医療給付費の増嵩もございりますが、保険税の平準化及び財政の安定化を目的に、平成18年10月に創設されました保険財政共同安定化事業によるものであります。

まず、歳入の主なものについて申し上げますと、国民健康保険税 5億3,898万1,000円、国庫支出金 4億9,482万3,000円、療養給付費等交付金 1億7,175万2,000円、共同事業交付金 1億8,300万円、一般会計繰入金 1億6,021万4,000円、基金繰入金4,500万円でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げますと、総務費3,419万7,000円、保険給付費10億2,301万4,000円、老人保健拠出金 2億7,045万円、介護納付金 1億3,303万円、共同事業拠出金 2億1,314万1,000円でございます。歳出の6割を占めます保険給付費については、前年対比3.1%増となっております。

なお、細部につきましては、担当課長からこれも申し上げますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第28号 平成19年度板倉町介護保険特別会計予算について。平成19年度の予算編成に当たりまして、我が国の65歳以上の高齢者人口は、総人口の20%を超えており、本町においても22.1%、うち75歳以上の後期高齢者人口は11.7%と、高齢社会に確実に近づいております。介護保険制度も、平成12年4月に介護保険制度が施行されて7年が経過いたしております。

平成18年4月の制度改正によりまして、自立支援を徹底する観点から、予防給付の対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントのあり方について大きく見直しをされました。地域支援事業の創設及び地域包括支援センターの創設により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定を推進するため、介護予防事業が重視されました。本年につきましては、引き続き介護予防事業を推進し、国の動向と町の現状を踏まえ、給付と負担のバランス、適正かつ効率的な運用を念頭に予算計上をいたしました。歳入歳出予算の総額を7億9,858万1,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、保険料 1億4,722万6,000円、国庫支出金 1億6,808万6,000円、支払基金交付金 2億2,745万9,000円、県支出金 1億889万7,000円、繰入金 1億4,690万2,000円、諸収入7,000円、使用料及び手数料、財産収入、繰越金はそれぞれ存目計上いたしました。

次に、歳出につきましては、総務費3,381万6,000円、保険給付費 7億2,700万円、財政安定化基金拠出金85万8,000円、地域支援事業費3,051万1,000円、諸支出金10万3,000円、基金積立金、公債費、予備費は存目計上いたしました。

以上のとおり、介護保険特別会計歳入歳出予算編成の構成内容となりますが、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう努める所存でありますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し

上げます。

次に、議案第29号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計予算について。本案は、平成19年度下水道事業特別会計予算であります。本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域のうち約96ヘクタールを供用開始いたしております。これもひとえに関係皆様のご指導とご協力のたまものと感謝を申し上げます。平成19年度におきましても、引き続き快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指し、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

平成19年度における主な事業といたしましては、水質浄化センターの運転管理等に係る経費を計上いたしております。平成19年度の予算につきましては、総額2億7,303万8,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料3,400万3,000円、他会計繰入金2億3,902万9,000円を見込んで計上いたしました。なお、19年度につきましても、補助対象事業の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましてはそれぞれ1,000円ずつ、繰越金、預金利子、雑入につきましてもそれぞれ1,000円を計上いたしております。

次に、歳出につきましては、下水道総務費2,487万8,000円、下水道建設費3,000円、管渠維持費55万2,000円、水質浄化センター費5,891万円、公債費1億8,839万5,000円、予備費30万円を計上しました。

以上が下水道事業特別会計の関係でございます。

最後になりますが、議案第30号 平成19年度板倉町水道事業会計予算について。本町の水道事業は、町民各位のご理解とご協力を賜りながら事業を進めているところでございますが、人口に大きな変化がない上に不況も相まって事業収益の伸びが見込めない中、総支出に対する県水道受水費の割合が36.9%と財政が逼迫している、そんな状況での平成19年度予算でございますが、あと約31キロ残っております石綿セメント管を少しでも減らすために、企業債の借り入れと国庫補助金、出資金を受けての石綿セメント管の布設がえ工事と漏水対策を同時に進めることで、有収率の向上を目指してまいりますものでございます。

また、各浄水場の維持管理にも重点を置き、安全な水と安定供給に万全を期するための予算編成としたものでございます。

予算の内容といたしましては、まず収益的収入でございますが、収益の基本となります水道料金の収入を3億2,497万1,000円、その他の収益を2,192万3,000円とし、事業収益合計を3億4,689万4,000円といたしました。

収益的支出につきましては主なものは、県水道の受水費に1億2,226万円、減価償却費に9,118万3,000円、ほかに施設維持管理費、人件費、動力費等で1億1,761万2,000円で、総額3億3,105万5,000円でございます。

また、資本的収入につきましては、企業債1,780万円、国庫補助金380万円、工事費負担金960万円、出資金1,220万円の収入を見込み、支出につきましては、配水管布設費、浄水場整備費等の建設改良費に9,494万4,000円、企業債償還金3,453万4,000円で、総額1億2,947万8,000円を見込みましたので、収入額が支出額に対する不足額8,607万7,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

以上、25号から30号まで申し上げましたが、細部につきましては、担当課長の方から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

[企画財政課長（小野田吉一君）登壇]

○企画財政課長（小野田吉一君） それでは、平成19年度の一般会計予算をご説明させていただきます。

予算書に基づいて説明させていただきますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第25号 平成19年度板倉町一般会計予算。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,100万円と定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為につきまして、第2表、債務負担行為によるものと定めております。

第3条では、地方債でございますけれども、第3表の地方債によるものと定めております。

また、第4条の一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

2ページをお願いいたします。2ページは、第1表、歳入歳出予算の款項別の予算ですけれども、ただいま町長の提案理由で説明してございますので、省略をさせていただきます。

6ページにまいりまして、第2表の債務負担行為でございますけれども、事項別に記載のとおりでございます。特に下から二つ目で、板倉町土地開発公社の債務に係る損失補償ということで、19年度7億円を計上してございます。これは、新センター用地に係るものでございます。

次の7ページの第3表、地方債でございますけれども、上水道事業債、一般会計から水道事業会計への出資債でございます、1,220万円。それから、一般公共事業債、これは内郷の土地改良事業の、予算では4,100万円の町負担分があるのですけれども、これの90%までが起債制限となっておりますので、90%の額3,690万円を計上させていただきます。それから、臨時財政対策債1億8,700万円を計上してございまして、総額で2億3,610万円を予定してございます。

続いて、12ページをお願いいたします。ここから歳入になりますけれども、内訳になりますが、主なものについてご説明をさせていただきます。第1款の町税、第1項町民税、1目個人6億6,531万9,000円で1億5,722万9,000円の増となっております。税源移譲、税制改正によるもの、また恒久減税の撤廃、また住民税のフラット化と、それから好景気ということなどを含めて1億5,722万9,000円の増を見込んでいるということです。2目の法人税なのですが、法人は1億2,651万4,000円で1,035万5,000円と、この辺も好景気による見込みでございます。合わせて7億9,183万3,000円を見込んでございます。

次に、第2項の固定資産税では、8億7,976万1,000円で5,494万5,000円の増と、岩田流通団地にかかわるものが主なものということで見込んでございます。それから、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金ということで5,431万5,000円、これ合わせて9億3,407万6,000円の固定資産税を見込んでございます。

次に、14ページにまいりまして、第3項の軽自動車税2,915万円を見込んでいます。

また、次の第4項の町たばこ税6,332万4,000円を、また第2款の地方譲与税、第1項の自動車重量譲与税、こちらは8,500万円を見込んでございます。

その下の第2項地方道路譲与税、こちらは2,900万円を見込んでございます。

16ページにまいりまして、地方譲与税の所得譲与税でございます。これは、本年度ゼロということになりますけれども、これまで三位一体の改革で、国が16年度から18年度まで税源移譲分をこの所得譲与税で地方に交付していたものなのですけれども、本格的に19年度から税源移譲で、その分税として収入が見込まれているということで、こちらの方は廃目ということになります。

次の第3款の利子割交付金では、600万円で200万円の増、それから第4款の配当割交付金では500万円で

340万円の増、第5款の株式等譲渡所得割交付金では500万円で300万円の増ということで、景気回復等による見込みでございます。

18ページにまいりまして、第6款の地方消費税交付金、こちらは1億2,300万円で、前年同額ということで見込ませていただきました。

第7款のゴルフ場利用税交付金では、1,400万ということで500万円の減ということでございます。先ほど補正予算の中でも申し上げましたけれども、高齢者の利用者分の利用税が減ということで見込んでございます。

それから、第8款の自動車取得税交付金では6,700万円を見込み、第9款地方特例交付金では600万円ということで4,590万円の減となっています。これは、地方特例交付金の中には減税補てん特例交付金というのがあるのです。平成11年から国が、不景気なものですからその景気を回復させるために、消費が落ち込んでいるということもありまして、それを減税をしたわけです。恒久減税を平成11年から行ってきたもの、その分地方は財源が不足するわけですので、その分をこの減税補てん特例交付金というので交付しておったのですけれども、その恒久減税も撤廃されたということで、この減税補てんの特例交付金がなくなったわけです。その分4,590万減ったと。ここにある600万円は、今度児童手当の制度拡充に伴いまして、第1子5,000円、第2子5,000円、第3子1万円というのが全部3歳になるまでは全部1万円出ることになりまして、それが当然地方はその分の財源が不足するであろうということで、児童手当特例交付金としてこの地方特例交付金の中で600万円を見ているということでございます。

次、20ページを見ていただきますと、ここには第2項の特別交付金という、これ初めての項目なのですが、760万円を見込んでございます。これは、国が減税補てんの特例交付金を廃止しますと、廃止したことによって、ではそれがすべて税で本当に地方に上がってくるのかどうかというのが非常に難しいということもあって、国が19年度から21年度までの3年間、1年で総額2,000億円を地方に配分しますということで、その板倉町分として760万円が特別交付金として入るということで見込んでございます。

第10款の地方交付税、こちら14億6,200万円で、1億1,400万円の減というふうに見込んでございます。これは、国が地方交付税は15兆2,027億円というふうに関今確定をしてございます。対前年比4.4%の減額になっています。当然こういったことを地方財政計画で示されていますので、前年と同じような見込みはとてできないということで、さらに板倉町については、合併等の協議もないわけですので、特にさらに厳しく交付がされるのであろうということで厳しく見積もってございます。

第11款の交通安全対策特別交付金は290万円、前年同額を見込んでございます。

それから、22ページにまいりまして、第12款の分担金及び負担金で、第2項の負担金、民生費負担金、2目の教育費負担金、合わせて5,529万5,000円を見込んでいます。

また、第13款使用料及び手数料、第1項の使用料では、総務使用料から教育使用料まで3,151万6,000円を見込んでございます。

24ページにまいりまして、第2項のこの手数料なのですが、1目の総務手数料、2目の衛生手数料、衛生手数料にはごみ指定袋売り払い手数料を含んでおるのですが、合わせて合計で4,983万9,000円を見込んでございます。

また、14款の国庫支出金、第1項の国庫負担金では、民生費国庫負担金1億90万1,000円が非常に大きい

ののですけれども、衛生費国庫負担金330万円、26ページにまいりまして、合わせて1億420万1,000円を見込んでございます。

第2項の国庫補助金では、1目の民生費国庫補助金から4目の教育費国庫補助金まで、合わせて5,834万円を見込んでいます。

さらに、第3項の国庫委託金、こちらは特に3目の農林水産業費国庫委託金で、右側の説明にあります邑楽東部第一排水機場管理費委託金ということで765万6,000円が新しく入ってございます。国庫委託金を合わせて1,314万9,000円を見込んでございます。

28ページへまいりまして、第1項の県負担金でございます。民生費県負担金で、こちらは介護給付費負担金あるいは児童手当負担金など含めて8,196万9,000円を見込んでございます。

また、その下の第2項の県補助金では、民生費県補助金5,271万9,000円を含む、30ページの一番下になります、8,906万3,000円を見込んでございます。

続いて、32ページにまいりまして、今度は第3項県委託金でございますけれども、こちらでは特に1目の総務費県委託金が大いのですけれども、5,562万2,000円で、県税の徴収取扱費交付金が倍額になっています。また、各種選挙にかかわる委託金が増額となってございまして、総額で6,069万2,000円を見込んでございます。

続いて、36ページへまいりまして、第18款の繰入金なのですけれども、第2項基金繰入金では、1目の財政調整基金繰入金を3億3,800万円、1億2,000万円の増額となっております。こちらは、保育園の建設事業へ1億5,000万円、また財源補てんに1億8,800万円を充てたいと考えています。2目の減債基金繰入金を1億9,963万4,000円を公債費に充てたいと思っています。3目のふるさとづくり事業基金繰入金を366万8,000円、ふるさとづくり事業に充てたいと考えております。4目の公共施設等整備維持基金繰入金を1億9,200万円、全くこれは前年度なかったものなのですけれども、保育園の建設事業へ1億5,000万、それから中央公民館の外壁工事に4,200万円を充てたいというふうに考えております。

続いて、40ページをお願いします。第20款の諸収入、第5項の雑入、3目雑入で4,242万9,000円を見込んでおりまして、その下、第21款町債、第1項町債につきましては、1目衛生債、これは最初の町債は第3表の地方債で説明してございますけれども、総額で2億3,610万円の町債を見込んでございます。そして、一番下、歳入合計で52億3,100万円、2億7,700万円の増となっております。先ほど町長の提案理由にもありましたけれども、率にしまして5.6%の増額予算としたものでございます。要因は、保育園の建設費3億円に尽きるかなというふうに思います。

続いて、42ページをお願いします。ここから歳出でございますけれども、主な項目に限っての説明とさせていただきます。特に右側の説明欄を中心に説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、57ページをお願いいたします。第2款の総務費の第1項総務管理費、8目の情報推進費、こちらでは518万9,000円の増でございますけれども、右側の説明の一番下に複合機導入整備事業、こちらで500万円を計上させていただいております。

次に、63ページをお願いします。13目の交通対策費、右側に路線バスの運行事業で1,236万3,000円となっているのですが、こちら100万円の増を見込んでございます。

続いて、71ページをお願いします。第3項の戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で、ここは

3,975万8,000円で827万5,000円の減となっているのですけれども、人件費を除いて、右側の説明の中で、二つ目の丸の戸籍整備事務の戸籍システム使用料、こちらがシステムの再リースということで、リース期間が終わってもさらに、ですから非常に安くリースできるよということで、9月までの半年間が100万円減額の、安い112万5,000円の計上です。それから、その下の住民基本台帳事務の一番下で住基ネット機器使用料とあります。これがやはり再リースで、1年間のみなのですけれども、250万円減額の24万9,000円で機器が使用できるということでございます。

続いて、84ページをお願いします。第3款の民生費、第1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費では、2億4,808万円で7,222万8,000円の増となっておりますが、人件費を除いては87ページでございます、右側の説明の一番下でございますけれども、国民健康保険特別会計繰出金が1億6,021万4,000円となっておりますが、6,480万円前年より多いということでございます。

続いて、89ページにまいりまして、2目の高齢者福祉費なのですけれども、右側の下の方です。後期高齢者医療の、こちらの広域連合の負担金381万円、また老人保健特別会計繰出金で1億583万8,000円、介護保険特別会計繰出金で1億4,527万3,000円を見込んでございます。

続いて、91ページをお願いします。こちら3目の障害者福祉費でございますけれども、右側の二つ目の丸なのですが、障害児(者)自立支援事業1億1,538万3,000円を見込んでございます。

続いて、95ページをお願いします。第2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費では、1億569万4,000円を見込んでおりまして、右側の中ほどに四つ目の丸で児童手当支給事業、制度拡充による470万円多い9,933万1,000円が見込まれております。

続いて、96ページ、左側に3目保育園費4億4,263万5,000円、2億8,246万8,000円の増となっております。

101ページへをお願いします。一番上の右側でございます。保育園建設整備事業、新設保育園建設工事費として3億円を見込んでございます。

続いて、109ページをお願いします。第4款の衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費9,610万6,000円の中には、右側の一番下、救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということで、邑楽館林医療事務組合負担金としまして6,103万4,000円、290万円の増を見込んでございます。

続いて、116ページをお願いします。第2項清掃費、下の2目のじんかい処理費1億8,470万円、1,137万円の増となっておりますけれども、これ119ページへまいりまして、右側の二つ目の丸で資源化センター改修事業ということで3,500万円を見込んでございます。前年対比1,500万円多い見込額でございます。これは、修繕料ということで機械の修繕を見込んでございます。

続いて、127ページをお願いします。第6款の農林水産業費、第1項農業費、2目の農業総務費7,854万7,000円でございます、右側の説明、一番下の丸、農業共済事業ということで館林邑楽農業共済事務組合負担金ということで、前年よりも230万ほど少ない2,374万円見込んでございます。また、その下の3目の農業振興費3,554万7,000円ということで、右側の下から二つ目の丸、転作麦作団地助成事業ということで、転作作物団地助成金ということで240万円増の1,560万、またコスモス団地形成事業ということで、町負担金としまして約倍額の1,030万円を見込んでございます。

次に、129ページをお願いします。左側で5目の農地費で1億1,878万5,000円で、1,533万4,000円の増と

なっております。右側の一番下の丸で、県管内郷地区圃場整備事業ということで、県管内郷土地改良事業負担金ということで800万円を、4,100万円を計上しております。

続いて、131ページの右側の下から四つ目の丸で邑楽東部第一排水機場維持管理事業466万1,000円を、またその次の丸で邑楽東部第一排水機場維持管理事業の人件費としまして605万4,000円を見込んでございます。邑楽東部第一排水機場を町が管理をするということで、排水面を管理するということで計上をさせていただいております。また、その下の農地・水・環境向上対策事業ということで、事業補助金として196万9,000円を見込んでございます。

続いて、147ページをお願いします。第8款の土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で1億2,950万円、1,030万円の増となっておりますけれども、右側の一番上の丸、地方道路交付金事業8,010万円、町道112号線並びに町道1155号線の事業を見込んでございます。また、その下の丸、町単独道路整備事業920万円を、4,940万円を見込んでございます。

続いて、155ページをお願いします。第4項の都市計画費、2目の公園費、右側の一番下の西丘神社周辺整備事業ということで、周辺整備の詳細設計業務委託料ということで、この事業580万円を見込んでございます。

また、その下の3目下水道費ということで、下水道事業特別会計繰出金として2億3,902万9,000円を見込んでございます。

続いて、157ページへいきまして、5目のニュータウン事業費ということで1,135万7,000円、前年比878万8,000円の増でございますけれども、右側の方の一般経費の中でずっと下の方へいきまして、造成工事費616万4,000円とございます。それと工事負担金262万5,000円がございますけれども、保育園の建設予定地の造成工事に係るものでございます。

続いて、161ページをお願いします。第9款の消防費でございますけれども、第1項消防費、1目の常備消防費2億2,070万3,000円で、館林地区消防組合負担金として常備消防分で負担金を見込んでございます。

また、2目の非常備消防費で2,180万円、こちらも館林地区の消防組合負担金で非常備消防分でございます。

3目の施設費1,791万7,000円で、館林地区消防組合への負担金で、消防施設分としての見込みでございます。

4目の防災対策費2,779万2,000円で、2,005万6,000円の増となっております。右側の一つ目の丸の防災対策事業の下から3行目で、群馬県防災行政無線整備工事負担金としまして1,920万9,000円を見込んでございます。これは、県内一斉の整備工事の負担金ですので、板倉だけがここから外れるということにはなりませんので、計上しております。

続いて、168ページをお願いします。第10款の教育費、第2項の小学校教育費、1目学校管理費でございます。1億3,364万5,000円で、特に右側で中ほどよりちょっと下になります。パソコン教室用パソコン等リース料1,020万6,000円、普通教室用パソコン等リース料880万3,000円などを見込んでございます。

続いて、171ページにいきますと、右側で上から四つ目の丸で、小学校施設維持管理ということで2,586万円、この中でちょっと下へいきますと耐震診断委託料ということで、東小学校の耐震診断346万1,000円を見込んでおります。

175ページをお願いします。第3項の中学校費でございまして、1目の学校管理費5,433万円となっております。こちらは177ページの右側で、三つ目の丸で中学校施設維持管理ということで1,445万4,000円が大きな額となっております。

続いて、181ページをお願いします。こちらの第4項の社会教育費では、2目の文化財保護費の右側の一番下の丸で、いたくらの水郷景観保護推進事業ということで、特に19年度には、一番下にございます水郷景観保存管理計画策定調査委託料ということで、策定計画ができ上がるということでございます。この事業598万5,000円を見込んでございます。

続いて、189ページをお願いします。第5目の中央公民館費でございますけれども、右側の一番上の公民館管理運営事業費の中で、ちょっと下へ10行くらいいきますと外壁改修工事設計監理委託料で300万円を、またずっと下から7行目くらいに外壁改修工事費3,900万円とございます。合わせて4,200万円です。こちらを見込んでございます。

続いて、211ページをお願いします。第12款の公債費でございますけれども、1目の元金で6億4,574万9,000円、そして2目の利子で1億316万4,000円を見込んでございます。合わせて7億4,891万3,000円でございます。

続いて、218ページをお願いします。一番下の欄でございます。歳出合計52億3,100万円、2億7,700万円の増ということで19年度予算を計上させていただきました。

以上、主要な部分のみの説明となってしまうのですが、十分にご審議をいただいて、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古橋泰治君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時45分といたします。

休 憩 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（古橋泰治君） 再開いたします。

荒井町民生活課長。

[町民生活課長（荒井英世君）登壇]

○町民生活課長（荒井英世君） それでは、議案第26号 平成19年度板倉町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,385万5,000円と定めるものです。

歳入と歳出の具体的な内容についてご説明申し上げます。ちょっと飛びますけれども、8ページと9ページをお願いします。歳入ですが、第1款支払基金交付金ですが、1目の医療費交付金に6億1,483万1,000円を計上いたしました。これは、歳出の医療給付費及び医療費支給費の50%分に相当します。

第2款の国庫支出金、第1項国庫負担金の1目医療費負担金ですが、4億988万7,000円を計上いたしました。これは、給付費の12分の4に当たります。

10ページと11ページをお願いします。第3款県支出金ですが、1目県負担金としまして1億247万2,000円

を計上いたしました。これは、給付費の12分の1に当たります。

第4款の一般会計からの繰入金ですが、1億583万8,000円を計上しました。これも同じく給付費の12分の1に当たります。

以上が基本的に老人保健の財源となります。負担割合も決められております。

次に、歳出を説明いたします。14ページと15ページをお願いいたします。第1款総務費、1目一般管理費に前年度同様336万6,000円を計上いたしました。これは、主に電算業務委託料などでございます。

16ページと17ページをお願いします。第2款医療諸費、1目の医療給付費ですが、12億960万円計上いたしました。これは、1人当たりの年間医療給付費を57万6,000円と見込みました。該当者数は2,100人と見込んであります。1人当たりの年間医療給付費は、前年度と比較しまして3.9%の増でございます。

2目の医療費支給費ですが、これは柔道整復、補装具などに係るものでございます。2,016万円計上いたしました。1人当たりの年間医療費支給費を9,600円と見込みました、年間です。

22ページと23ページをお願いいたします。第4款予備費には500万6,000円を計上いたしました。

以上、歳出合計12億4,385万5,000円でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 国保を続けてください。

○町民生活課長（荒井英世君） はい。

続きまして、議案第27号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,475万5,000円と定めるものです。

歳入と歳出の具体的な内容について説明申し上げます。8ページと9ページをお願いいたします。歳入ですが、1款国民健康保険税ですが、1目の一般被保険者国民健康保険税に4億7,227万7,000円を計上しました。これは、前年度対比4.1%の減でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税は6,670万4,000円で、これは前年度対比5.2%の増でございます。この一般につきましては、低所得者や高齢者が多いという国保の構造的な問題、それから景気の低迷から来る保険税が伸びないという状況が続いております。それから、退職者の方なのですが、これは被保険者数の増加から、わずかですけれども、増加の傾向をたどっております。

第3款の国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金は3億8,608万1,000円を計上しました。これは、国の義務負担分34%分に当たります。

10ページと11ページをお願いします。同じく国庫負担金の高額医療費共同事業負担金ですが、798万7,000円を計上いたしました。

次の第2項国庫補助金ですが、これは、市町村間の財政力の不均衡を調整するための財政調整交付金ということで1億75万5,000円を計上いたしました。

第4款の療養給付費等交付金ですが、これは、退職者に係るものです。支払基金から交付されますが、1億7,175万2,000円を計上いたしました。

第5款の県支出金、第1項の県負担金、1目の高額医療費共同事業負担金には798万7,000円を計上いたしました。

12ページと13ページをお願いいたします。同じく第2項の県補助金ですが、ここでは2目の県財政調整交

付金に7,948万5,000円を計上いたしました。これは、前年度対比10.5%の増となりますが、これは三位一体の改革によりまして、国から県へ財源移譲がされた部分でございます。

次の第6款共同事業交付金ですが、これは国保連で実施しているものです。1目の高額医療費共同事業交付金は、これは1件が80万以上を対象額としまして、給付費の一部を国保連から交付されるものです。これに2,000万円計上いたしました。

次の2目の保険財政共同安定化事業交付金ですが、これは財政の安定化を図るということで、昨年10月から創設されたわけですけれども、こちらの方は、1件当たり30万以上の医療費に係るすべてを対象としています。これに1億6,300万円計上いたしました。

第8款の繰入金ですが、これ一般会計繰入金ということで1億6,021万4,000円を見込みました。内訳なのですが、低所得者に係るものとして、1節の保険基盤安定繰入金に2,800万円計上、これは保険税の軽減分に対してのものです。

14ページと15ページをお願いします。同じく繰入金でございますけれども、2節の保険基盤安定繰入金も低所得者に係るものです。これは、保険者支援分といたしまして900万円を計上いたしました。3節の職員給与費、それから4節の出産育児一時金、5節の財政安定化支援事業繰入金、これは一部分交付税措置されております。以上、5節までのものが法定分となっております。6節のその他一般会計繰入金7,517万7,000円でございますけれども、これは、町の任意の繰り入れということで法定外分ということになります。今回の大幅な増は、この法定外分の増加が要因となっております。

次に、同じく第2項の基金繰入金ですが、4,500万円繰り入れいたしました。

20ページと21ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款総務費の第1項総務管理費、1目の一般管理費には2,969万円を計上いたしました。これは、前年度対比23.7%の減となりますが、これは人件費の減によるものでございます。

26ページと27ページをお願いいたします。第2款保険給付費、第1項療養諸費ですが、1目の一般被保険者療養給付費ですが、7億円計上いたしました。前年度対比4.6%の増でございます。療養給付費につきましては、1人当たり、年額ですが、14万円と見込みました。年平均5,000人と見込んであります。

2目の退職被保険者等療養給付費には1億9,550万円を計上いたしました。これは、1人当たりの療養給付費を年額23万円と見込んであります。人数は、年平均で850人と見込んであります。

3目の一般被保険者療養費は、これ柔道整復、マッサージなどに係る療養費ですが、800万円を計上してあります。

4目の退職被保険者等療養費ですが、255万円を見込んであります。

28ページと29ページをお願いします。同じく保険給付費の第2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費には7,750万円を計上、これは、1人当たりの年額療養費に平均1万5,500円を見込んであります。

2目の退職被保険者等高額療養費は1,870万円を計上しました。こちらについては、1人当たりの年額の療養費、平均2万2,000円見込んであります。

32ページと33ページをお願いします。出産育児一時金ですが、これは875万円計上いたしました。1人当たり35万円で25件分でございます。

34ページと35ページをお願いします。葬祭費ですが、750万円を見込み、定額の5万円で150人分ござい

ます。

36ページと37ページをお願いします。老人保健拠出金ですが、1目と2目の事務費拠出金と合わせまして2億7,045万円計上しました。これは、支払基金へ拠出するものですが、前年度対比3.4%の減額となります。これは、老人保健の該当者数が減少しているということによります。

38ページと39ページをお願いいたします。第4款の介護納付金ですが、これは40歳から64歳までの国保加入者に係るものですが、1億3,303万円計上いたしました。前年度対比8.6%の増でございます。この増加の要因ですけれども、年間ですが、1人当たりの負担見込額を4万9,476円見込んであります。この年間の負担見込額が前年度と比較しまして4.0%の増となっている、この辺が増加の要因です。これは、支払基金へ納付されます。

40ページと41ページをお願いします。第5款の共同事業拠出金ですけれども、これ1目の高額医療費拠出金につきましては3,195万1,000円を計上しました。この拠出金の財源としましては、内訳のとおりなのですが、国と県、保険者、主に国保税ですが、で賄っております。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金ですが、これは、歳入のところでも説明しましたけれども、1件30万以上の給付費すべてについて各市町村国保からの拠出金を財源といたしまして、群馬県単位で費用負担を調整するものです。1億8,114万4,000円を計上いたしました。これは、国保連の方へ拠出されます。

42ページと43ページをお願いします。第6款1目の保健衛生普及費ですが、371万5,000円を計上しました。これは、主に人間ドック補助事業に係るものでございます。

52ページと53ページをお願いします。第10款の予備費ですが、これは前年度同様500万円計上いたしました。

以上、歳出合計16億8,475万5,000円でございます。

54ページから57ページまでは、国保の運営協議会委員の報酬と、それから職員の人件費関係ですので、省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 大澤福祉課長。

[福祉課長（大澤静江さん）登壇]

○福祉課長（大澤静江さん） それでは、議案第28号 平成19年度板倉町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

平成19年度板倉町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,858万1,000円と定めるものでございます。

2ページから7ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。これより歳入でございます。第1款保険料、1目保険料でございます。65歳以上の高齢者の方3,562人を対象に計上させていただいております。介護保険料の基準額は、月額3,500円でございます。第1号被保険者保険料といたしまして1億4,700万5,000円でございます。保険料でございますが、年金から天引きされる特別徴収者と納入書により納めていただく普通徴収者からの保険料でありまして、19%相当額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金1億2,883万円でございます。この関係は、介護給付費負担金分20%と施設給付費負担金分15%でございます。

第2項国庫補助金、1目調整交付金3,635万1,000円でございます。調整交付金等は、標準給付額の5%等を見込んでおります。後期高齢者の加入割合の第1号被保険者の所得状況等、町の財政状況等が異なるため、平均より高い市町村は、5%以上の調整交付金が入ってくるようになります。ちなみに、板倉町の場合は、18年度6.7%でありました。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。第4款支払基金交付金でございます。1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金、合わせまして本年度予算2億2,745万9,000円でございます。介護給付費交付金、それと地域支援事業交付金等31%の標準給付費に基づいて計上されたものでございます。

第5款県支出金、1目介護給付費負担金といたしまして、本年度予算1億744万5,000円でございます。この関係も、介護給付費負担金と施設給付費負担金という率の中で標準給付費が設定されております。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金でございます。1目介護給付費繰入金、町の負担金といたしまして標準給付費の12.5%、9,087万5,000円でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。4目その他一般会計繰入金5,457万4,000円でありますけれども、職員の給与費等の繰入金と介護保険の事務事業にかかわる繰入金でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。歳入合計といたしまして7億9,858万1,000円の本年度予算に対しまして、対前年比1.8%の増でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。第1項1目一般管理費、本年度予算2,079万7,000円でございます。職員の人件費及び介護保険事業に伴う事務的経費でございます。本年度予算につきましては、臨時職員経費といたしまして1名分、202万8,000円を計上させていただきました。この関係等は、介護保険の新規事業の方への認定調査を主にするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。第2項1目賦課徴収費203万円でございますが、介護保険料賦課徴収に係る事務的経費であります。主に電算委託料でございます。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。第3項1目認定調査費等でございます。本年度予算554万8,000円でございますが、主なものといたしまして認定調査に係る主治医意見書手数料でございます。主治医の先生からの意見書の手数料といたしまして、新規在宅、新規の施設、また継続の在宅、継続の施設関係等の意見書等がございまして、590人等を見込みました。256万2,000円の計上でございます。また、要介護認定調査業務委託料231万5,000円でございますが、町内事業者であります居宅事業者へ委託する調査業務でございます。町内の社協とミモザ荘への委託料、在宅590人、施設100人、合わせまして690人を見込んでおります。

2目認定審査会共同設置負担金でございます。482万7,000円の本年度予算でございますが、館林他5町介護認定審査会で共同設置をしております。介護認定審査会に関する負担金でございまして、認定審査会総事業費の板倉町分として9.4%が町の負担金でございます。ちなみに、1市5町の認定者件数5,807件のうち、板倉町分として認定審査を545件ほど審査会の方で審査しているものでございます。

続きまして、24ページから27ページは省略させていただきまして、28ページ、29ページをお願いいたします。続きまして、第2款保険給付費でございます。この保険給付費でございますが、この保険給付費が基本にな

りまして、歳入等が国と県と町の負担割合になっているわけでございます。第1項介護サービス等諸費でございますが、要介護1から要介護5の方に対する介護サービス費でございます。対象者380人を見込んでおります。

1目居宅介護サービス給付費2億6,000万円の本年度予算でございます。在宅で受けるデイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ等の在宅介護へのサービス給付費等でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費5,300万円の本年度予算でございます。この関係等は、認知症対応型グループホーム、また認知症対応型デイサービス利用者に対する介護サービス給付費等でございます。地域密着型介護サービスにつきましては、町内の方のみの給付サービスでございます。

5目施設介護サービス給付費3億3,140万円でございます。この関係等は、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所者に対する介護サービス給付費です。

7目居宅介護福祉用具購入費220万円を本年度予算に計上させていただきました。ポータブルトイレ、腰かけ便座、浴槽用の手すりなどの福祉用具を購入した場合に購入費の支給が受けられる制度です。限度額といたしまして10万円でございます。月に約5件ほどの利用の方がいらっしゃいまして、5件ほど見込んでおります。

続きまして、30ページから31ページをお願いします。8目居宅介護住宅改修費等でございますが、134万9,000円でございます。月に約4件ほど見込んでおります。転倒予防のためとかトイレ、廊下、手すり等の取り付け等に使うものでございます。限度額20万円でございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。第2項介護予防サービス等諸費でございますが、認定審査の結果、要支援1と要支援2と認定された方が対象でありまして、介護予防サービスができません。施設介護サービス給付は、利用することができません。対象者77人ほどでございます。

続きまして、38ページから39ページをお願いいたします。第4項高額介護サービス等費でございます。1目高額介護サービス費720万円ほど計上させていただきました。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。第5項1目特定入所者介護サービス給付費1,700万円ほどでございます。

続きまして、42ページから45ページを省略させていただきます。46ページをお願いいたします。第5款地域支援事業費、1目介護予防事業費673万8,000円でございます。特定高齢者施策事業416万3,000円、一般高齢者施策事業257万5,000円を計上させていただきました。この関係等は、要支援、要介護になるおそれの高い人を対象に介護予防事業を実施するものでございます。

続きまして、48ページ、49ページをお願いいたします。第2項1目一般管理費でございます。2,230万1,000円の計上でございますが、平成18年度法改正により、町におきまして包括支援センターが直営で設置されました。職員の人件費及び包括支援センターの事務的経費でございます。

続きまして、50ページから55ページは省略をさせていただきます。56ページをお願いいたします。第8款予備費といたしまして、本年度予算628万9,000円の計上でございます。

歳出合計といたしまして7億9,858万1,000円でございます。対前年比1.8%の増でございます。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 前沢上下水道課長。

[上下水道課長（前沢君男君）登壇]

○上下水道課長（前沢君男君） それでは、議案第29号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計予算を説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,303万8,000円と定めさせていただきます。

2ページから7ページにおきましては、提案理由がありますので、省略させていただきます。

8ページをお願いします。歳入でございますが、下水道使用料3,400万1,000円、これは一般住宅を600戸で3,000万円、集合住宅を200戸で400万円の3,400万円でございます。

次のページをお願いします。繰入金ですが、一般会計からの繰入金2億3,902万9,000円、2,960万5,000円の減でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いします。合計なのですが、2億7,303万8,000円、2,860万5,000円の減ということでございます。

次のページをお願いします。歳出に入ります。歳出ですが、下水道費の下水道総務費2,487万8,000円、470万7,000円の増でございます。内訳としまして、人件費、これは総務費は2名だったのですけれども、センター費も含めて3名ということで2,323万8,000円でございます。下水道総務費が160万4,000円、主なものとしましては、水道課の水道使用料徴収の事務委託料54万3,000円、消費税が60万円でございます。

次のページをお願いします。水質浄化センター費ですが、5,891万円、558万6,000円の減でございます。内訳としまして、水質浄化センター費5,891万円、主なものですが、需用費が1,200万4,000円、その中の主なものは光熱水費、電気料ですが、それと修繕費が385万円、そのほか委託料としまして4,602万6,000円、この主なものとしまして維持管理委託料が3,612万円、汚泥処理委託料が399万円、水質分析が311万9,000円でございます。

次のページをお願いします。公債費ですが、元金の1億4,680万8,000円、2,430万9,000円の減でございます。これは、政府公庫県貸付金の償還金元金でございます。

次が利息4,158万6,000円、365万7,000円の減でございますが、同じように政府公庫県費の償還金の利息でございます。

一番下になりますが、公債費の合計としまして1億8,839万5,000円、2,796万6,000円の減でございます。

次のページをお願いします。最後のページなのですが、歳出の合計ですが、2億7,303万8,000円、2,860万5,000円の減ということでございます。

以上ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古橋泰治君） 水道事業を続けてください。

○上下水道課長（前沢君男君） はい。

続きまして、水道事業でございます。議案第30号 平成19年度板倉町水道事業会計予算をご説明申し上げます。

第2条ですが、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水栓数5,770栓、年間総給水量が256万1,000立方メートル、1日平均が7,016立方メートル。主な建設改良事業としまして、配水管の布設事業8,820万円、対前年1,820万増なのですけれども、8路線、2,410メートルを予定しています。各浄水場の改修工事ですが、485万円、205万円の増なのですけれども、第5浄水場のろ過器の修理と塗装を計画しております。

次が収益的収入の部ですが、水道事業収益 3 億 4,689 万 4,000 円、その内訳としまして営業収益 3 億 4,634 万 7,000 円、主なものは水道料金と加入金でございます。営業外収益が 54 万 5,000 円、特別利益が 2,000 円。

次が支出です。水道事業の支出ですが、3 億 3,105 万 5,000 円、主な営業費用なのですが、2 億 9,813 万 1,000 円、これは動力費、受水費、減価償却でございます。営業外費用ですが、3,111 万 4,000 円、特別損失 81 万円、予備費 100 万円、そして収支を差し引きしますと 1,583 万 9,000 円の収支の利益を予定しております。

次のページをお願いします。資本的収支の関係なのですが、資本的収入は 4,340 万 1,000 円、内訳としまして企業債が 1,780 万円、国庫補助金 380 万、工事負担金 960 万円、その他ですけれども、1,000 円、出資金が 1,220 万円。

資本的支出の合計が 1 億 2,947 万 8,000 円、内訳としまして建設改良費 9,494 万 4,000 円、先ほどの 8 路線と浄水場の改修を予定しております。そのほか 2 番目の企業債償還金 3,453 万 4,000 円でございます。そのほかとしまして企業債の借り入れを、石綿管の更新事業 1,780 万円を予定しております。

以上ですので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（古橋泰治君） 以上で平成 19 年度の各会計予算の説明が終わりました。

この審議は、各常任委員会において予算事務調査の後、最終日の 12 日に行います。

○発議第 1 号 板倉町議会会議規則の一部改正について

発議第 2 号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○議長（古橋泰治君） 日程第 34、発議第 1 号と日程第 35 発議第 2 号の 2 件は、地方自治法の改正に伴う規則、条例の一部改正であり、関連がありますので、一括議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、青木佳一君。

[12 番（青木佳一君）登壇]

○12 番（青木佳一君） 先ほど議長から説明がありましたとおり会議規則、委員会条例の一部改正ですね、そういうことで趣旨説明を行いたいと思います。

発議第 1 号ないし第 2 号につきましては、地方自治法の改正に伴い、標準会議規則、委員会条例の一部が改正されましたので、これに伴い、本町議会の会議規則、委員会条例も標準に合わせ、一部改正を行うものです。

2 議案とも関連性がありますので、一括して趣旨を説明させていただきます。

発議第 1 号 板倉町議会会議規則の一部改正について。標記規則の一部を次のとおり改正するものとする。平成 19 年 3 月 2 日提出。提出者、板倉町議会議員、青木佳一。賛成者、板倉町議会議員、塩田俊一、同じく根岸与士雄、同じく秋山豊子、同じく石山甚一郎、同じく黒野一郎でございます。

板倉町議会会議規則の一部を改正する規則。第 13 条、議案の提出ですが、今回 3 項「委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない」が新たに追加されまして、各委員会に議案の提出権が与えられることとなります。

また、諸般事務等の調査の第 2 項、第 109 条の 2 第 3 項は、項ずれにより第 109 条の 2 第 4 項とするものです。

その他は、標準規則に合わせ、これまでの条文を整理するものです。

附則として、この規則は平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、発議第2号 板倉町議会委員会条例の一部改正について。標記条例の一部を次のとおり改正するものでございます。平成19年3月2日提出。提出者、板倉町議会議員、青木佳一。賛成者、板倉町議会議員、塩田俊一、同じく根岸与士雄、同じく秋山豊子、同じく石山甚一郎、同じく黒野一郎でございます。

この発議案に関しましては、平成17年9月議会で議員定数が18人から14人に改められたこと、また今回の行政組織改革により4課1局となることから、第2条、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を改正するものです。

また、第7条1項、3項及び第12条2項にそれぞれ閉会中の議長による委員の指名、変更、許可等の規定が加えられ、今回の改正により補欠選挙で当選した議員は、直ちに委員会活動に参加することができるようになります。

その他は、標準町村議会委員会条例に合わせ、字句を整理するものです。

附則として、この条例は平成19年5月1日から施行するものでございます。

議員発議をご理解、ご決定賜りますようお願い申し上げます、私の趣旨説明といたします。

○議長（古橋泰治君） 説明が終わりました。

これより各議案別に質疑を行います。

日程第34、発議第1号 板倉町議会会議規則の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第35、発議第2号 板倉町議会委員会条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（古橋泰治君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古橋泰治君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○町長あいさつ

○議長（古橋泰治君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議員各位には大変お疲れのところ、また貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

過日、議員の皆様方には申し上げたわけではありますが、本日をもって落合助役が退任することになりました。落合助役には、当初の段階、さまざまな分野のご指導を願うということで、館林市役所の方から来ていただきまして、その後町助役として約5年8カ月近く板倉町のために多大なご尽力をいただきました。もともと有能な方でありましたし、何かと課題の多い板倉町でもありますので、まだまだ板倉町のために働いてほしかったわけではありますが、今度の組織改革等を通しまして、何度も今後の板倉町のあるべき姿を含めて話し合いをいたしました。現今の厳しい財政状況を乗り切るためには、一人一人の職員が自分の仕事に責任を持つ、あるいは職員として自立をすると、こういうことでなければ乗り切れないのではないかとということもございまして、本人の強い意向もございまして、退任ということになったわけであります。後ろ髪を引かれる思いは否めない事実でございますが、この際、これまでの多大なご功績、ご労苦に深甚なる感謝を申し上げて、お送りをしたいと思っております。

なお、落合助役には、板倉町民でもありますので、また別な角度からご指導、お力添えを願えれば幸いです。健康には十分ご留意いただきまして、今後のご活躍を期待いたしております。

重ねて感謝を申し上げまして、私の発言とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○助役退任のあいさつ

○議長（古橋泰治君） 落合三郎君。

[助役（落合三郎君）登壇]

○助役（落合三郎君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、退任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたび私こと、先ほど町長に紹介していただきましたけれども、本日付をもちまして板倉町の助役を退任させていただくことといたしました。

まず初めに、板倉町では平成10年10月から政策開発本部長として、そして平成15年6月からは町の助役として、今日まで議員の皆様にご指導、ご鞭撻賜りましたことを心より感謝申し上げます。

私は、常々積極的な地域開発こそ板倉町に必要不可欠なことであるという信念のもと、国、県の動向、地方経済の潮流に目を向けながら、板倉町に何が必要か、その財を見出すため、微力ではありますが、積極的に町政運営に全力を傾注してまいりました。

そして、今回板倉町の、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、存亡をかけて行った特別職の見直しを

も視野に入れた行政機構改革の方向性、同様に昨今の全国的な特別職の縮減の流れを私は真摯に受けとめました。その結果、本日町長が施政方針で述べたとおり、これからの地方行政の組織のあり方としましては、トップの判断のもと職員が即実行できるスピーディーなトップ、いわゆる町長と職員が直接的に結びついた組織でなければならないと私は考えたところでございます。

あわせて、特に今の板倉町の財政状況を踏まえますと、みずから助役職を退くことが私の板倉町助役として果たすべき最後の大きな役目であり、また全国的に財政が逼迫している地方自治体の今後のあり方に、この板倉町から全国の市町村へと一石を投ずることにつながるのではないかと考え、退任を決意した次第でございませう。

最後に当たりますけれども、今後の少子高齢化に対応した都市のスケールメリットを生かし、広域的視点からのまちづくり、いわゆる市町村合併を検討しつつ、またこのたびの岩田流通団地において実証をされました板倉町が持つ潜在能力の高さを最大限に生かしまして、より効率性の高い行政運営を確保していただくことを強く願うところでございませう。

そして、板倉町と群馬県の大プロジェクトである板倉ニュータウンの早期完成を目指しまして、そして町長が常々申し上げておりますし、また町長が標榜してございまして、現在推進してございませう自然と文化の薫るまちづくりを、町と議会が、そして町民が一丸となって実現されていませうことを僭越ながらご期待申し上げる所存でございませう。

終わりになりましたけれども、板倉町の限りなき発展と議員皆様を初め町民の皆様、そして職員の皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げまして、言葉整いませうけれども、私の退任のあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。(拍手)

○議長あいさつ

○議長(古橋泰治君) ここで落合助役退任に当たります、大変僭越ではあります、私の方から議会を代表してお礼と感謝の言葉を申し上げたいと思ひます。

落合助役におかれましては、当初政策開発本部長として板倉町役場に赴任され、後に助役として多大な貢献をいたしてきてました。開発関係を初めとして、庁舎内外におけるいろいろな苦情処理やあらゆる課題解決にご尽力をいただきました。豊富な経験と幅広い知識及び人脈、また説得力が抜群のものがあります。農産物直売所季楽里の建設の際には、「進むも地獄、進まぬも地獄」の名ぜりふで、否定的な態度を示していた議会を一気に理解の方向に誘導してしまつたことは、今でもはっきりと記憶に残つております。

最近では、岩田流通団地構想を提案し、開発の推進、企業の誘致に力を発揮され、見事に完成を果たしました。このようなたぐいまれな落合助役を失うことは、板倉町にとって懸念もありませんが、今はただその事実を認めざるを得ません。

落合助役におかれましては、まだまだ若く健康でありますので、これからも才能を生かして社会貢献のためにご活躍くださるようご期待を申し上げます。今後とも町に対しましてもご指導を賜りますようお願いいたします。

落合助役の今後のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。長い間大変ご苦労

さまでした。ありがとうございました。(拍手)

○散会の宣告

○議長(古橋泰治君) あすの3日から4日は休会とし、次の本会議は5日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 3時42分)